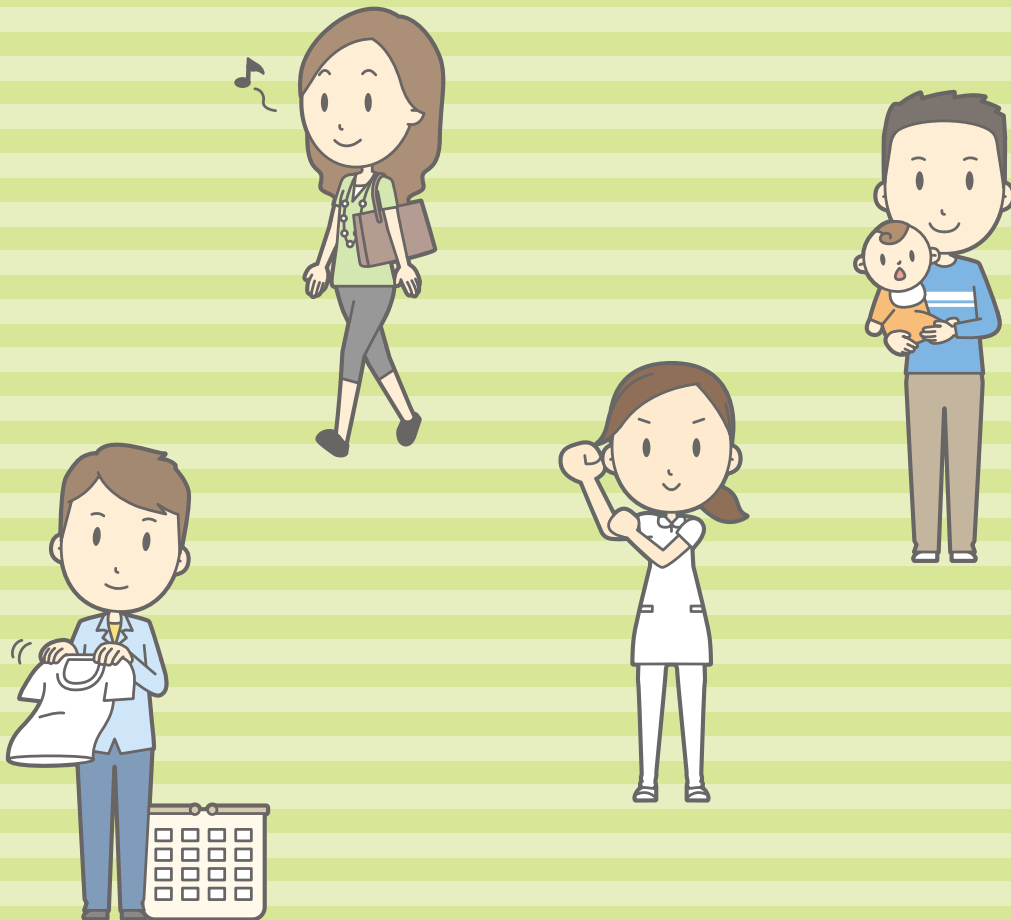


第3次 稲敷市男女共同参画計画



平成29年3月
稲敷市

はじめに



男女共同参画社会とは、女性も男性もお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を發揮できる社会のことです。

本市ではこれまで、平成19年3月に「稲敷市男女共同参画計画」、平成25年3月に「第2次稲敷市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に向けた各種施策の推進を図ってまいりました。

しかしながら、男女共同参画に対する市民の意識は着実に深まってきてはいるものの、地域社会の中で長い時間をかけて形づくられた性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行を変えることはなかなか難しい面があることもまた事実です。

また、近年では、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化しており、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。女性のもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方の選択を可能にする社会環境が求められており、今後、そうした意識づくりや環境づくりの取組がより一層必要となっています。

このような状況を踏まえ、今後、男女共同参画社会の実現を一層加速させていくため、「第3次稲敷市男女共同参画計画」を策定しました。本計画のもと、男性の家事・育児等の参加意識の啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進、職業生活における女性の活躍を支える環境づくりなどに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました稲敷市男女共同参画審議会の皆様、関係各位に心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後、すべての市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

稲敷市長 **田口 久克**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	2
(1) 計画策定の趣旨.....	2
(2) 計画策定の背景 ～なぜ男女共同参画は重要なのか～.....	2
2 計画の性格・位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
(1) 計画策定会議における検討.....	4
(2) アンケート調査の実施.....	4
(3) パブリックコメントの実施.....	4
第2章 稲敷市の男女共同参画を取り巻く現状	5
1 人口と世帯.....	6
(1) 男女の人口.....	6
(2) 人口構成比.....	7
(3) 人口ピラミッド.....	7
(4) 世帯の状況・家族形態.....	8
(5) 18歳未満世帯員のいる世帯数の推移.....	9
(6) 母子・父子世帯数の推移.....	9
2 婚姻、出生の状況.....	10
(1) 婚姻・離婚.....	10
(2) 未婚率.....	10
(3) 合計特殊出生率.....	11
3 就業の状況.....	12
(1) 就業者数と就業率.....	12
(2) 年齢別就業率.....	13
(3) 産業別就業割合.....	14
4 政策・方針決定過程への参画状況.....	15
5 アンケート調査結果からみる男女共同参画の進展状況と今後の課題.....	16
(1) 「男性は仕事、女性は家庭」の考え方.....	16
(2) 男女の地位の平等性.....	17
(3) 男女平等になるために重要なこと.....	18
(4) DVに関する状況.....	20
(5) 男女共同参画社会の実現のために自分にできること.....	21
(6) 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れるべきこと.....	22
第3章 計画の基本的考え方	25
1 計画の基本理念 ～市の将来像～.....	26
(1) 市の将来像.....	26
(2) 計画の基本理念.....	27
2 計画の基本目標（あるべきまちの姿）と重点課題.....	28
3 計画の重点施策と施策の体系.....	29
(1) 重点的に取り組む施策.....	29
(2) 施策の体系.....	30

第4章 施策の展開 31

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する“意識づくり” 32

- ◆施策の方向1 広報・啓発活動の推進 33
 - (1) 意識啓発事業の推進 33
 - (2) 情報提供・広報活動の充実 33
- ◆施策の方向2 男女共同参画を推進するための教育の充実 35
 - (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 35
 - (2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 36
- ◆施策の方向3 男性の家事・育児等への参加意識の啓発【重点】 37
 - (1) 家庭・地域・職場等における慣行の見直し 37
- ◎ 進行管理事業一覧 ◎ 38
- ～見てみて！ 稲敷市ではこんな事業をしています！！ 「男の料理教室・父子料理教室」～ 39

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり” 40

- ◆施策の方向1 地域社会における男女共同参画の推進 41
 - (1) 地域コミュニティにおける男女共同参画 41
 - (2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画 42
- ◆施策の方向2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点】 43
 - (1) 職場における両立支援の推進 43
 - (2) 子育て支援の充実 44
- ◆施策の方向3 職業生活における女性の活躍を支える環境づくり【重点】 45
 - (1) 雇用の場における均等な機会と待遇の確保 45
 - (2) 多様な働き方の支援 45
 - (3) 多方面における女性の活躍支援 46
- ◆施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画促進 47
 - (1) 市政における女性参画の推進 47
 - (2) 事業所・団体等における女性の参画促進 47
 - (3) 女性人材の育成 48
- ◎ 進行管理事業一覧 ◎ 49
- ～地域の特性を活かした稲敷市の取り組み！ 「三世代同居・近居プロジェクト」～ 50

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり” 52

- ◆施策の方向1 生涯を通じた健康づくり支援 53
 - (1) 男女の主体的な健康づくりの推進 53
 - (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 54
- ◆施策の方向2 誰もが安心して暮らせる環境の整備 55
 - (1) 援助が必要な家庭等への支援 55
 - (2) 多文化共生の推進 56
- ◆施策の方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 57
 - (1) 男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり 57
 - (2) 被害者に対する支援 57
- ◎ 進行管理事業一覧 ◎ 59

▼展開する施策の成果目標 60

第5章 計画の推進	61
1 計画の推進体制の充実.....	62
(1) 庁内推進体制の構築.....	62
(2) 女と男いなしき蒼風の会.....	62
2 関係機関との連携強化.....	62
(1) 市民・団体・事業者等との連携.....	62
(2) 国及び県、近隣市町村等の関係機関との連携.....	62
3 計画の進行管理.....	63
資料編	65
1 稲敷市男女共同参画推進条例.....	66
2 稲敷市男女共同参画審議会規則.....	70
3 男女共同参画審議会委員名簿.....	71

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

▶男女共同参画社会とは…

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

【男女共同参画社会基本法（平成 11 年）】

本市においても、地域一丸となって男女共同参画社会の実現に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる社会となるよう、その基本的な指針として「第3次稲敷市男女共同参画計画」を策定します。

(2) 計画策定の背景 ～なぜ男女共同参画は重要なのか～

わが国の総人口は平成 20 年をピークに減少に転じ、人口減少社会という厳しい現実に直面しています。生産年齢人口については平成 7 年から減少しており、労働力人口や消費者数の減少による経済成長の低迷も懸念されるところです。さらに、少子化及び超高齢化、経済・社会のグローバル化、未婚・非婚の増加、家族形態の多様化、地域社会における人間関係の希薄化など、社会経済環境は急激に変化しています。

このような状況下では、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会をつくっていくことが重要な課題となります。地域社会に持続可能性や多様性をもたらすため、家庭や地域、職場などあらゆる場における男女共同参画が望まれます。平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」と言う。）が制定され、様々な分野において、女性の活躍への期待と関心が一層高まっています。

しかしながら、現実には目を移すと、性別による固定的役割分担意識は根強く残っており、社会への女性の参画はいまだ十分とは言えません。出産・子育て期の女性の離職、非正規労働者の多くが女性であること、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する理想と現実の乖離、女性に対する暴力件数の増加など、様々な場面で問題が生じています。さらに、失業者や非正規労働者などの経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人も増えています。

このような問題に対応し、性別に関わらず各人の個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、地域をあげて様々な変革に取り組んでいく必要があります。本市を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題を踏まえながら、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的に男女がともに参画できるまちとなるよう、地域に根差した取り組みを推進していくことが重要です。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき基本的方向や具体的方策を明らかにするものです。

また、第4章の基本目標Ⅲの「施策の方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」などの該当項目は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」と言う。）第2条の3第3項に基づく基本計画（DV対策基本計画）、基本目標Ⅱの「施策の方向2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」「施策の方向3 職業生活における女性の活躍を支える環境づくり」などの該当項目は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」と言う。）第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」や茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を踏まえるとともに、「第2次稲敷市総合計画」をはじめとする関連する他の計画との整合性や調和を図りました。

3 計画の期間

計画期間については、前計画では4年間としていましたが、本計画においては、国及び県の期間に合わせて、

平成29年度から平成33年度までの **5年間**

と設定します。

4 計画の策定体制

(1) 計画策定会議における検討

本計画を策定するにあたり、有識者や関係団体の代表者などで構成する「稲敷市男女共同参画計画審議会」において計画案の内容をご審議いただき、幅広い意見の集約と計画内容への反映を図りました。

(2) アンケート調査の実施

市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権、女性の活躍などに関する意識・実態等を把握するため、アンケート調査（「稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査」）を実施し、得られた調査結果の計画内容への反映を図りました。

●調査の実施概要

①調査実施時期	平成 28 年 7 月～8 月
②調査対象	平成 28 年 7 月 1 日現在、20 歳以上の稲敷市住民の中から、性別及び年齢、居住地区等を考慮し、無作為に抽出した 2,000 人
③調査方法	郵 送 法 : 郵送による配布回収
④配布・回収の結果	配 布 数 : 2,000 件 有効回答数 : 617 件 有効回答率 : 30.9%

(3) パブリックコメントの実施

平成 29 年 2 月 20 日から 3 月 10 日までの期間を設けて計画案の内容を公表し、それに対する市民からの意見を公募しました。その結果を考慮しながら、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第 2 章

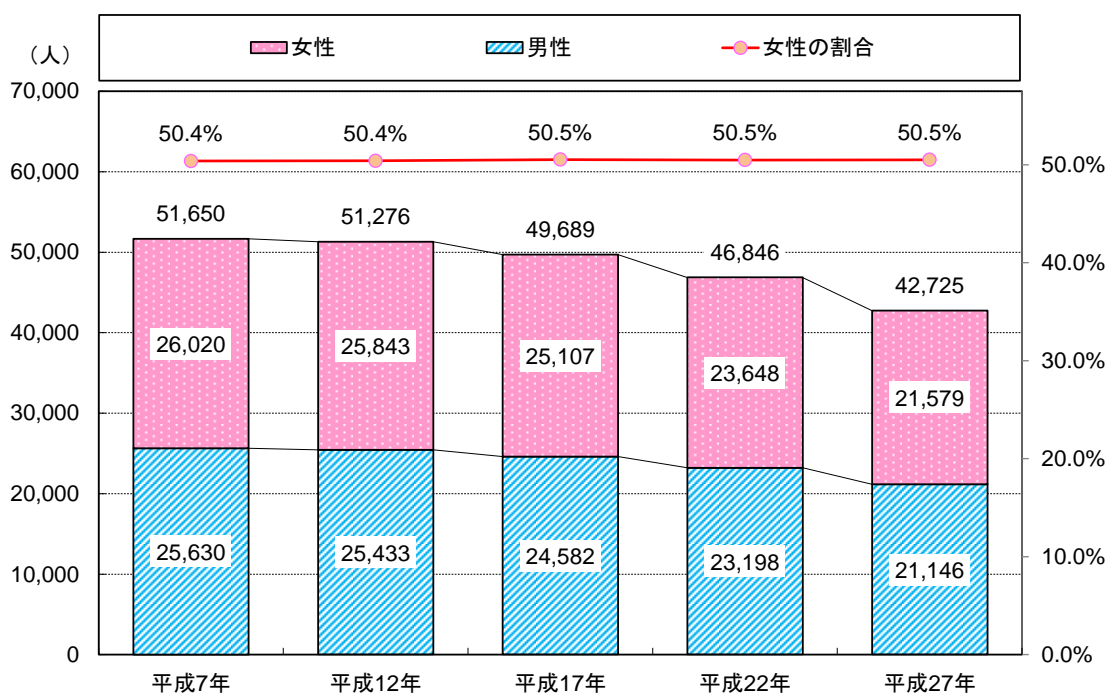
稲敷市の男女共同参画を取り巻く 現状

1 人口と世帯

(1) 男女の人口

本市の人口は減少傾向で推移しており、平成27年では42,725人となっています。いずれの年においても、女性の人口が男性を上回っており、平成27年における女性の割合は50.5%となっています。

●人口推移【男女別】



※年齢不詳を除いた人数

資料：国勢調査（各年10月1日）

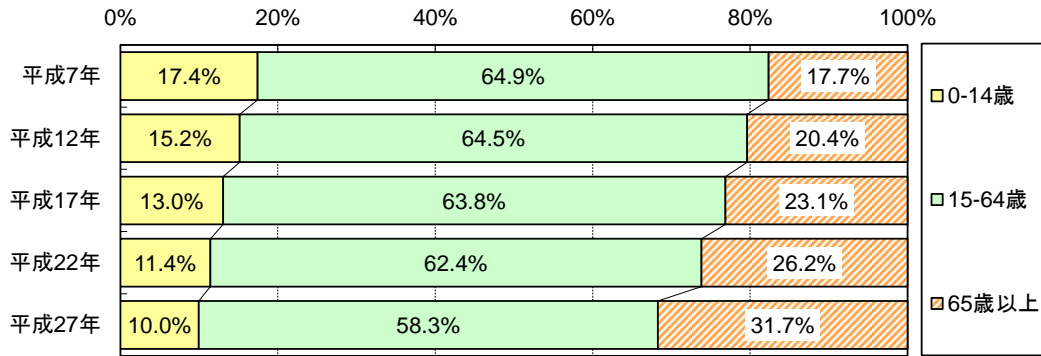
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
うち外国人数	551人	650人	1,202人	739人	712人
女性	265人	340人	615人	434人	1,202人
男性	286人	310人	587人	305人	325人

資料：国勢調査

(2) 人口構成比

少子高齢化は全国的に進んでいるところですが、本市においても年少人口（15歳未満の人口）は減少、高齢者人口（65歳以上人口）は増加傾向にあり、平成27年における65歳以上の割合は31.7%となっています。

●人口構成比の推移

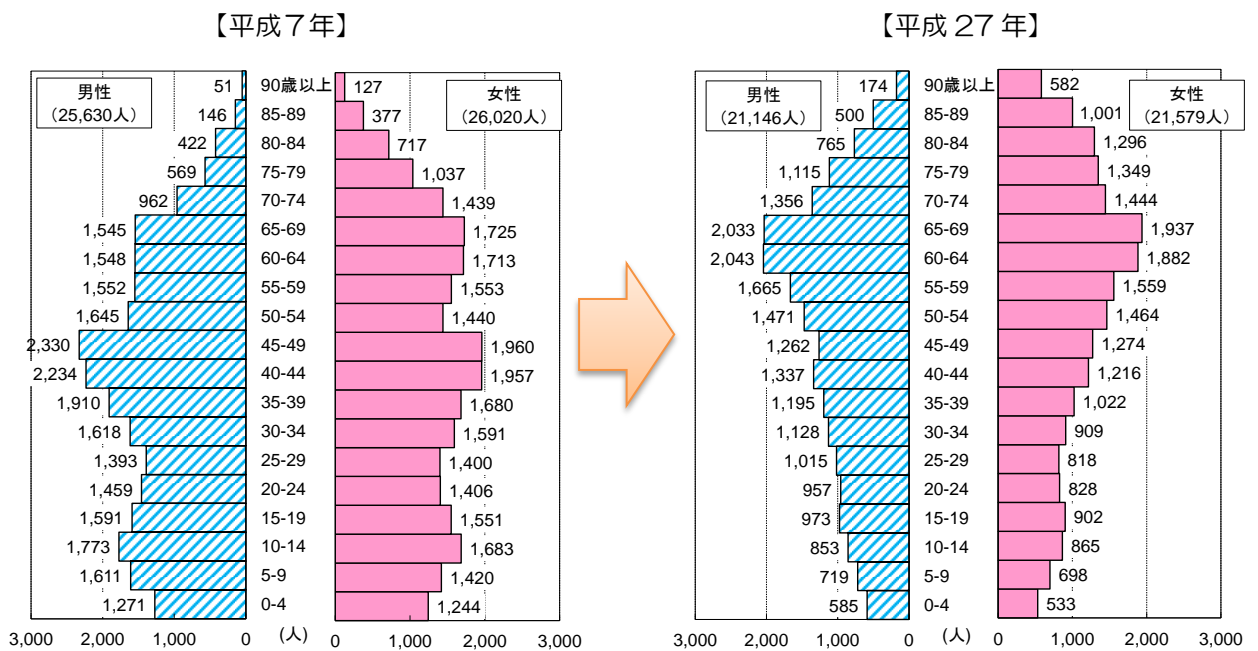


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 人口ピラミッド

平成7年から平成27年にかけての本市の人口ピラミッドの変化をみると、60代の層をはじめとする上部の幅が広がる一方で、下部の形状は大きく狭まり細くなっており、少子高齢化の進行が顕著にうかがえます。また、基本的には各階層は上方に移動していくことから、今後は高齢化の更なる進行と後期高齢者（75歳以上）の増加が予想されます。

●人口ピラミッド



資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

(4) 世帯の状況・家族形態

本市の世帯数は、平成17年で増加から減少に移り変わる中で、核家族世帯数の構成比（親族世帯に占める割合）は増加し続けており、平成27年では67.7%となっています。

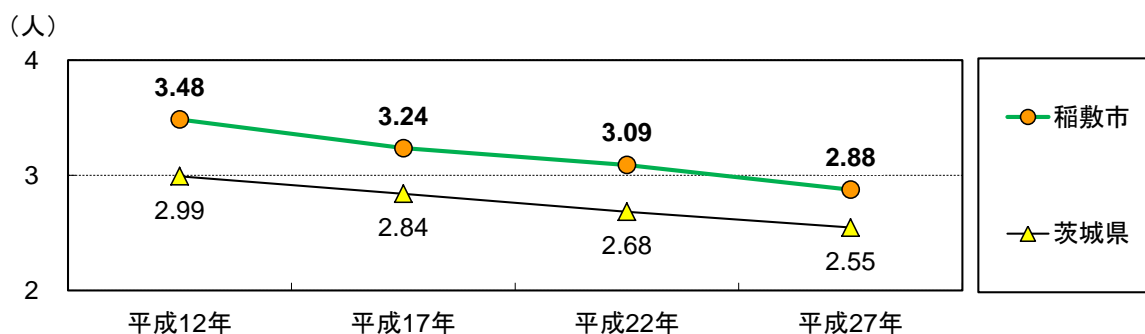
また、1世帯あたりの人員については、多世代家族の減少と核家族化の進行、1人や2人の世帯の増加などから減少傾向にあります。一貫して茨城県平均を上回っており、平成27年では2.88人となっています。

●世帯数

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	14,408世帯	15,026世帯	14,790世帯	14,432世帯
親族世帯数	12,254世帯	12,266世帯	11,849世帯	11,197世帯
核家族世帯数	7,111世帯	7,445世帯	7,541世帯	7,585世帯
親族世帯に占める割合	58.0%	60.7%	63.6%	67.7%
その他の親族世帯数	5,143世帯	4,821世帯	4,308世帯	3,612世帯
親族世帯に占める割合	42.0%	39.3%	36.4%	32.3%
非親族世帯数	12世帯	61世帯	127世帯	124世帯
単独世帯数	2,142世帯	2,699世帯	2,814世帯	3,107世帯
世帯人員	50,211人	48,624人	45,694人	41,493人

資料：国勢調査

●1世帯あたりの人員



資料：国勢調査

(5) 18歳未満世帯員のいる世帯数の推移

6歳未満世帯員のいる世帯、18歳未満世帯員のいる世帯いずれについても、世帯数は減少傾向で推移しており、平成27年では、6歳未満世帯員のいる世帯数は1,026世帯、18歳未満世帯員のいる世帯は3,132世帯となっています。

また、世帯人員についても、6歳未満世帯員のいる世帯、18歳未満世帯員のいる世帯いずれも減少しています。

●子どものいる世帯数

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満世帯員※のいる一般世帯				
世帯数	1,996世帯	1,661世帯	1,355世帯	1,026世帯
世帯人員	10,130人	8,309人	6,963人	5,175人
6歳未満世帯人員	2,609人	2,205人	1,790人	1,372人
18歳未満世帯員※のいる一般世帯				
世帯数	5,535世帯	4,716世帯	3,934世帯	3,132世帯
世帯人員	27,291人	22,724人	18,952人	14,850人
18歳未満世帯人員	9,757人	8,134人	6,779人	5,419人

※平成12年及び17年は「親族」

資料：国勢調査

(6) 母子・父子世帯数の推移

いわゆるシングルマザー（母子世帯）、シングルファーザー（父子世帯）の家庭は、平成12年から平成17年にかけては増加しましたが、平成17年以降は減少に転じ、平成27年では母子世帯数が164世帯、父子世帯数は29世帯となっています。また、平成27年における親族世帯に占める母子・父子世帯の割合は1.7%となっています。

●母子・父子世帯数

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯数	193世帯	222世帯	201世帯	164世帯
父子世帯数	43世帯	48世帯	44世帯	29世帯
母子・父子世帯数	236世帯	270世帯	245世帯	193世帯
親族世帯に占める割合	1.9%	2.2%	2.1%	1.7%

資料：国勢調査

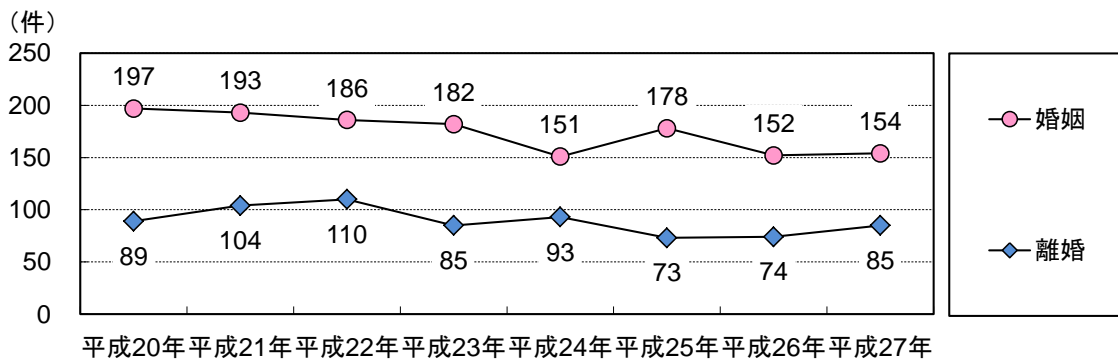
2 婚姻、出生の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は減少傾向にあり、平成25年には増加に転じたものの、翌年には再び減少し、平成27年では154件となっています。

また、離婚件数は平成22年をピークに減少から横ばいで推移しており、平成27年では85件となっています。

●婚姻・離婚件数の推移



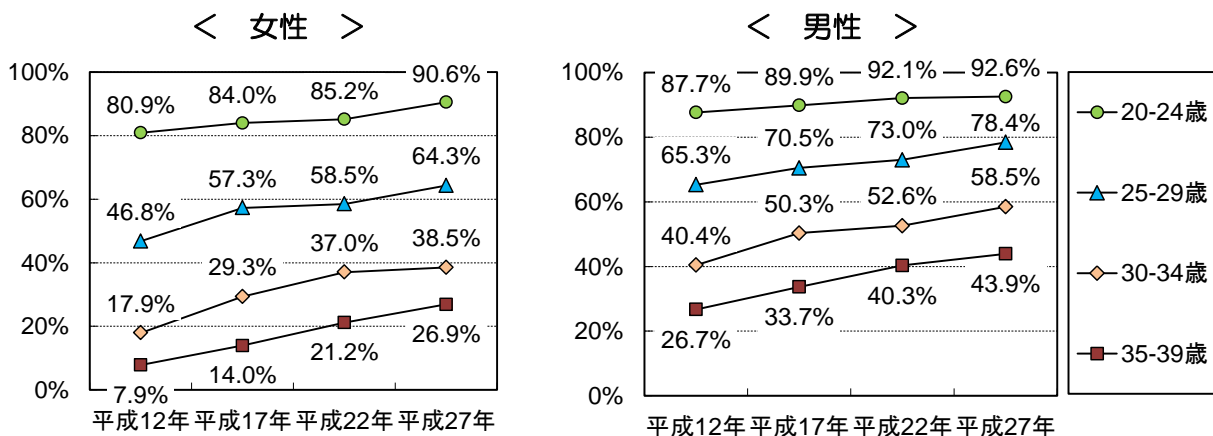
資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

(2) 未婚率

近年、晩婚化・非婚化が進んでおり、本市においても平成12年から平成27年にかけて、女性、男性いずれもすべての年代で未婚率が上昇しています。

未婚率が最も低い35～39歳の数値をみると、平成27年では、女性が26.9%、男性が43.9%となっています。

●未婚率【男女別】



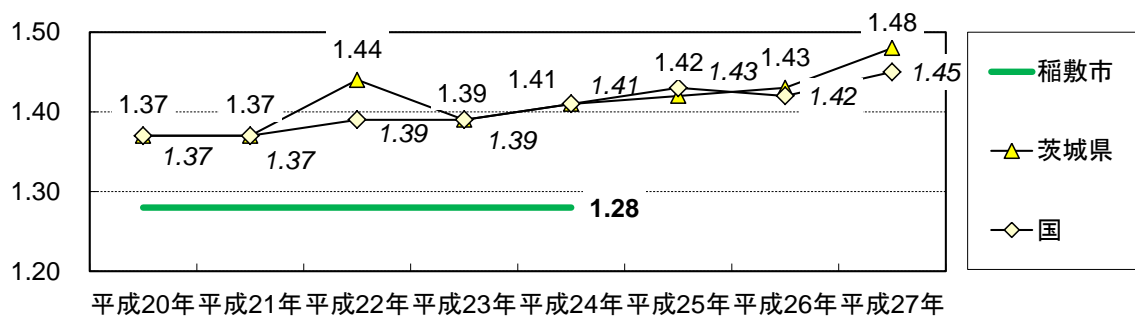
資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率

茨城県と国の合計特殊出生率の推移をみると、平成22年においては県の数値が国の数値を上回っていますが、それ以外の年についてはいずれも県の数値は国と同等の数値となっています。

なお、本市の合計特殊出生率（ベイズ推定※）は、平成20～24年の期間では1.28と、国及び県の水準を下回っています。

●合計特殊出生率



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）、厚生労働省

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

※ベイズ推定：市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出している。

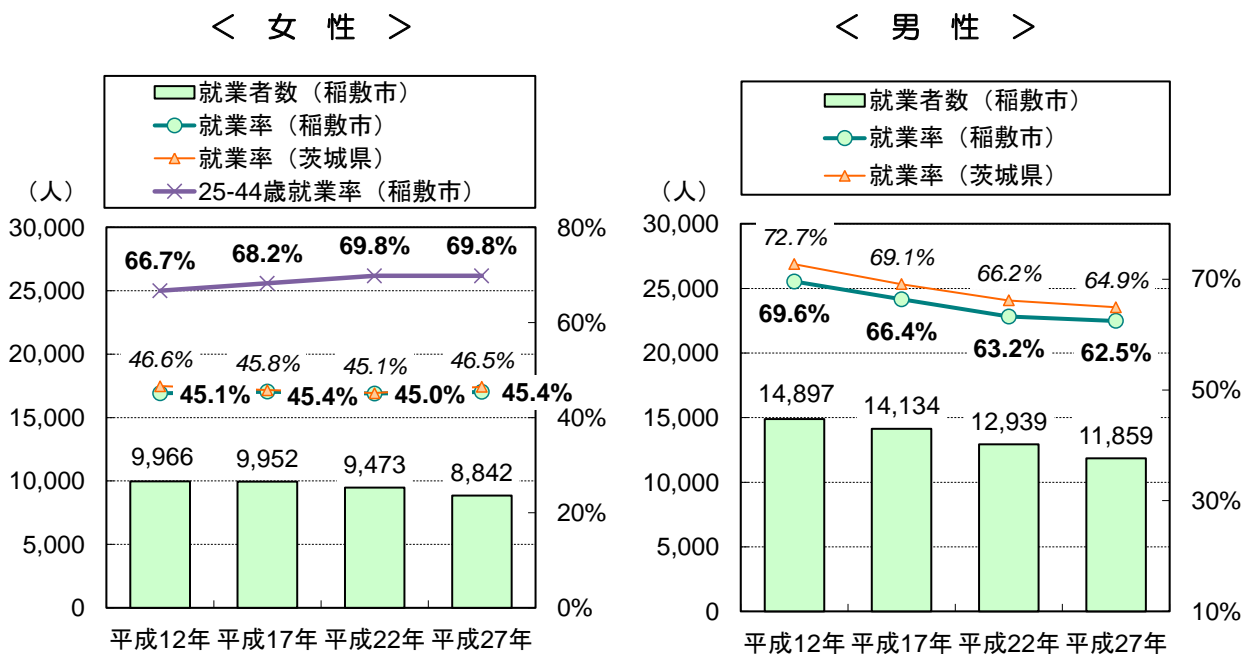
3 就業の状況

(1) 就業者数と就業率

人口減少に伴い、就業者数は男女ともに減少傾向にありますが、減少幅については女性のほうが男性よりも緩やかに推移しています。平成27年における本市の女性の就業者数は8,842人となっています。

就業率については、女性については県とほぼ同等の水準で推移していますが、男性についてはいずれの年も県の水準を下回っています。平成27年における本市の女性の就業率は45.4%、25～44歳については69.8%となっています。

●就業者数と就業率【男女別】



資料：国勢調査

参考指標 (国が掲げる目標)

政府は、日本再興戦略において、2020年成果目標を下記と定めています。

25歳から44歳の女性の就業率：73% ※2012年実績(国)：68%

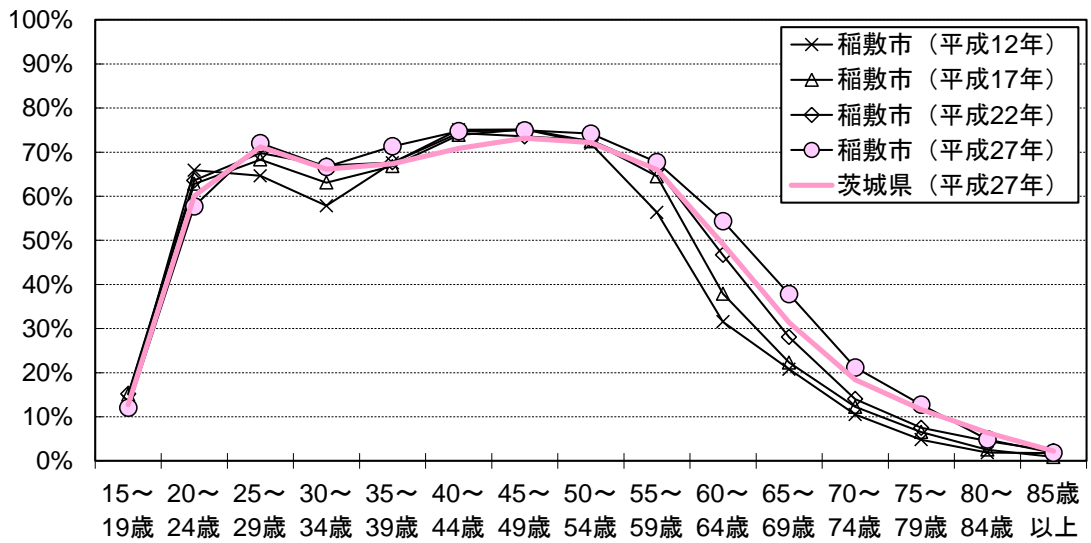
(2) 年齢別就業率

本市の就業率をみると、生産年齢人口（15歳～64歳）の各年齢層において、女性では概ね増加傾向、男性では減少傾向がみられます。

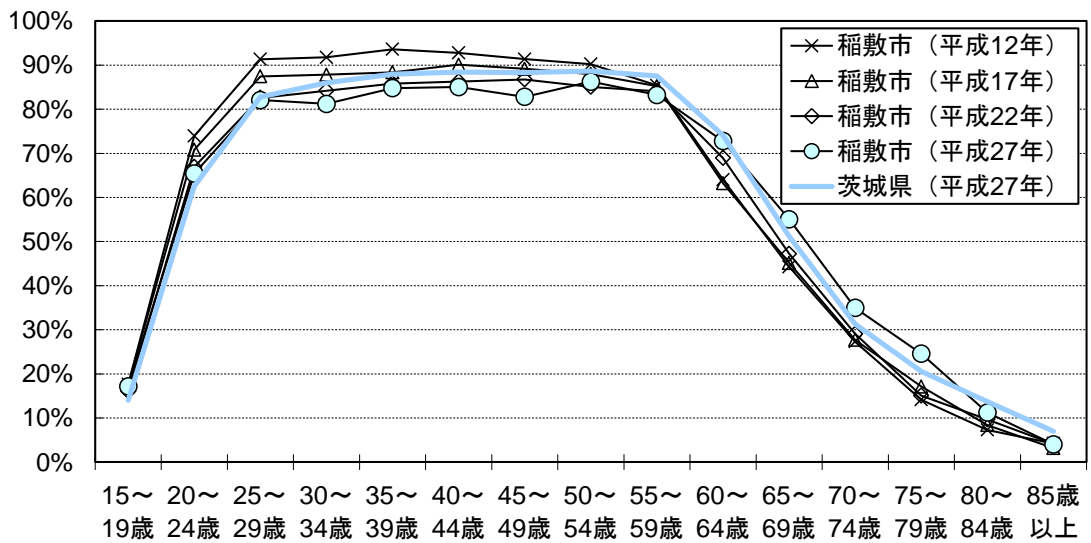
また、女性では30代における就業率の一時的な低下（M字カーブ）が特徴的ですが、近年、30～34歳にみられた落ち込みは以前よりも浅くなっています。

●年齢別就業率【男女別】

< 女性 >



< 男性 >



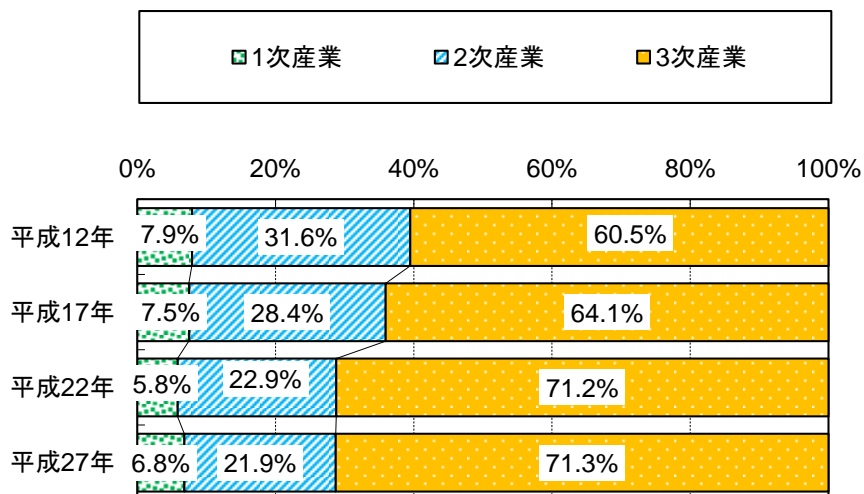
資料：国勢調査

(3) 産業別就業割合

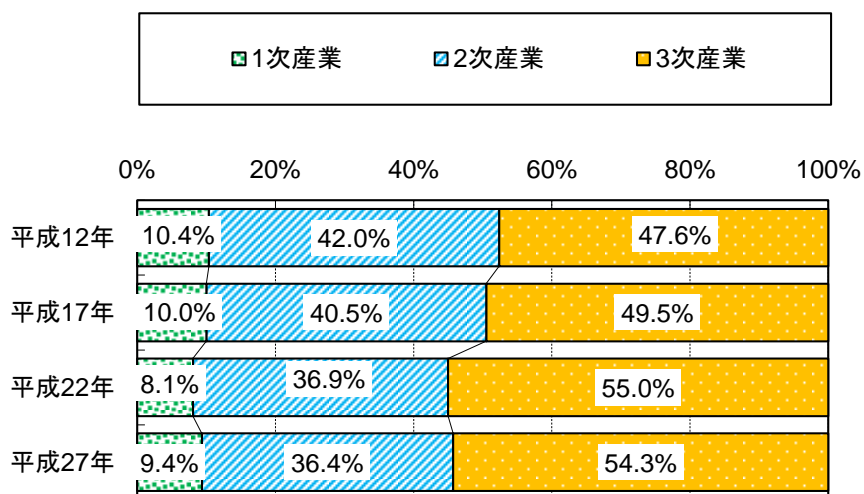
産業別就業割合をみると、近年、男女ともに第3次産業就業割合が増加しています。特に、女性については、平成27年の第3次産業就業割合は71.3%となっています。

●産業別就業割合【男女別】

< 女性 >



< 男性 >



資料：国勢調査

4 政策・方針決定過程への参画状況

本市の議会の女性議員の割合や審議会等における女性の登用率は、低い水準にとどまっており、平成 27 年度における女性委員の割合は、審議会では 17.0%、行政委員会では 11.8%と、是正を図っているものの、様々な意思決定の場に女性の参画が今なお少ないのが現状です。

また、本市職員の女性管理職（課長相当職以上）の割合は増加傾向にありますが、平成 27 年度では 14.6%と低い水準にとどまっている状況です。

●市の審議会・行政委員会等における女性委員の割合の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
審議会※ ¹	11.8%	13.7%	18.5%	17.0%
行政委員会※ ²	6.3%	5.9%	5.9%	11.8%

※1 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等

※2 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等

資料：稲敷市 市民協働課

●市職員の女性管理職（課長相当職以上）の割合の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
女性管理職の割合	4.7%	13.0%	15.2%	14.6%

※専門職、一般行政職含む

資料：稲敷市 総務課

👉 参考指標（国が掲げる目標）

政府は、日本再興戦略において、2020 年成果目標を下記と定めています。

社会のあらゆる分野において

指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%程度

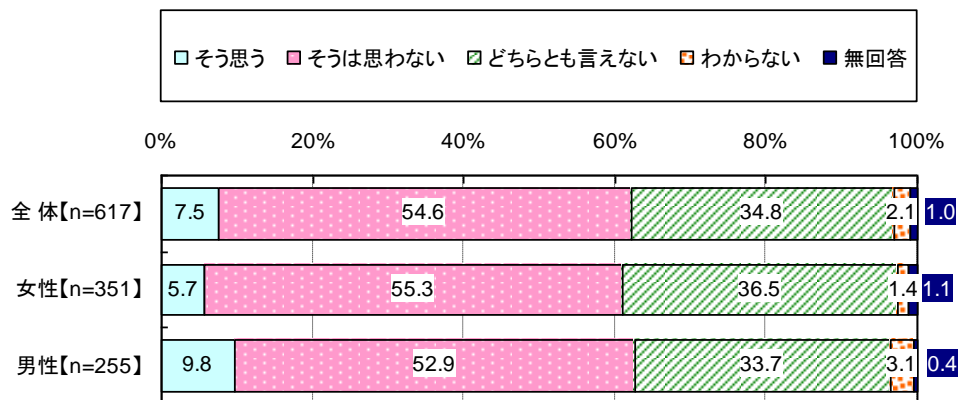
この「30%目標」は、社会の多様性と活力を高め、わが国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標です。

5 アンケート調査結果からみる男女共同参画の進展状況と今後の課題

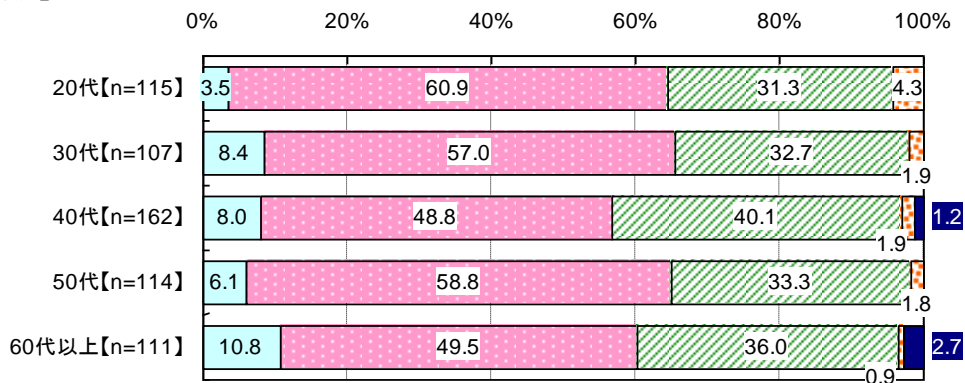
平成 28 年に実施したアンケート調査結果から本市の男女共同参画の状況を把握しました。さらに、一部の設問については平成 17 年度の第 1 次計画策定時に実施した調査結果との比較を行い、本市における男女共同参画の進展状況の把握や今後の課題などを分析しました。

(1) 「男性は仕事、女性は家庭」の考え方

◆「男は仕事、女は家庭」という考えについて、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)



【年代別】



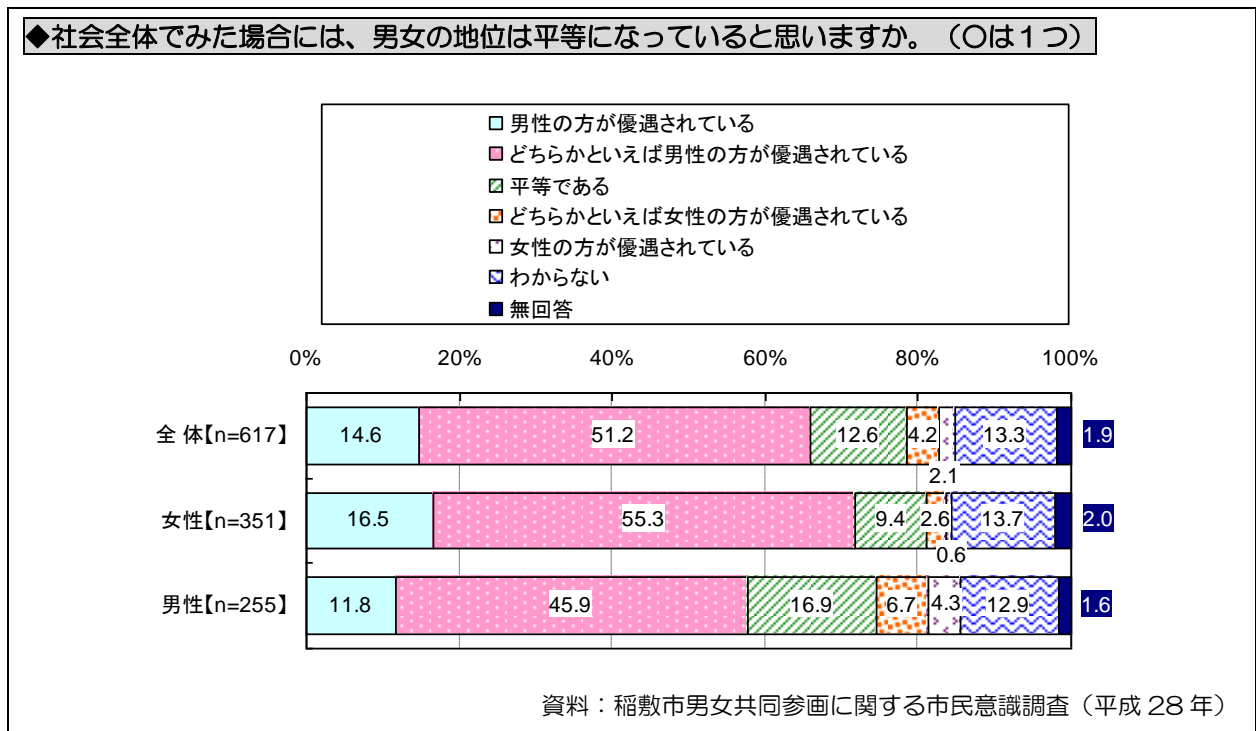
資料：稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

「男性は仕事、女性は家庭」という考えについては、全体では「そうは思わない」が 54.6%で過半数を占めています。男女別にみても、女性、男性いずれも「そうは思わない」が過半数を占めています。女性の回答割合は男性を 2.4 ポイント上回っています。

年代別にみると、「そうは思わない」の回答割合は「20 代」で最も高く、6割を超えています。多くの年代において「そうは思わない」が過半数を占めている中で、「40 代」「60 代以上」では半数を下回っており、特に「60 代以上」では「そう思う」の回答割合が 1 割を超えて最も高くなっています。

このことから、特に男性や 60 代以上に対するアプローチが課題と言うこともできますが、今後も、性別や年代を問わず、幅広い市民の理解の促進を図っていく必要があると考えられます。

(2) 男女の地位の平等性



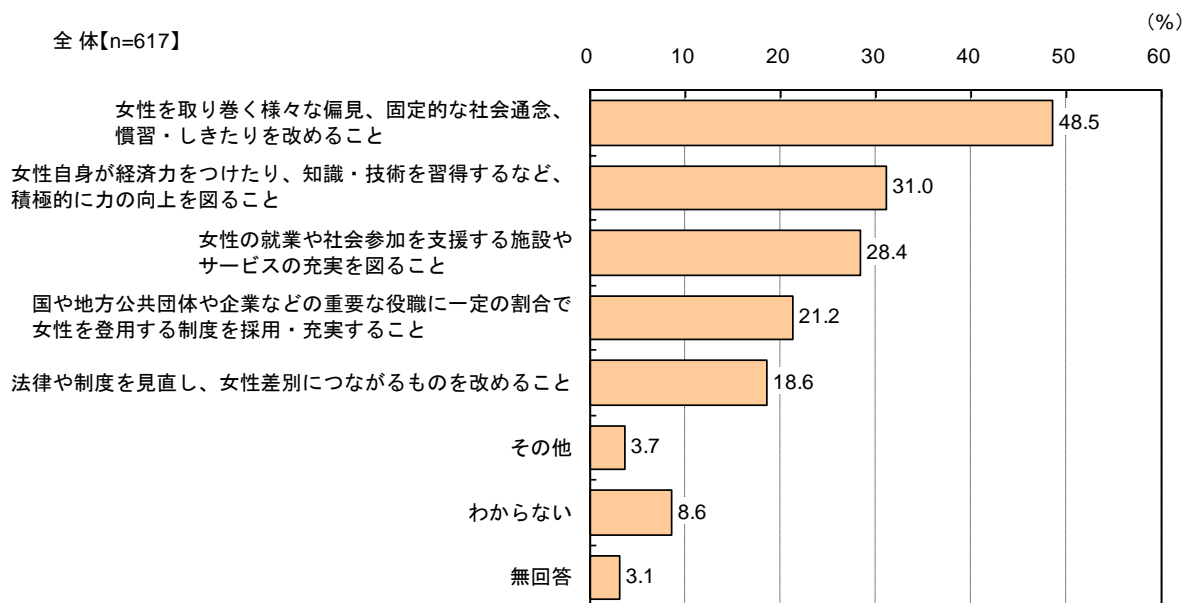
社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思うか尋ねたところ、全体では「平等である」は12.6%となっており、『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が65.8%と過半数を占めています。

男女別に「平等である」の回答割合をみると、女性では9.4%、男性では16.9%となっています。

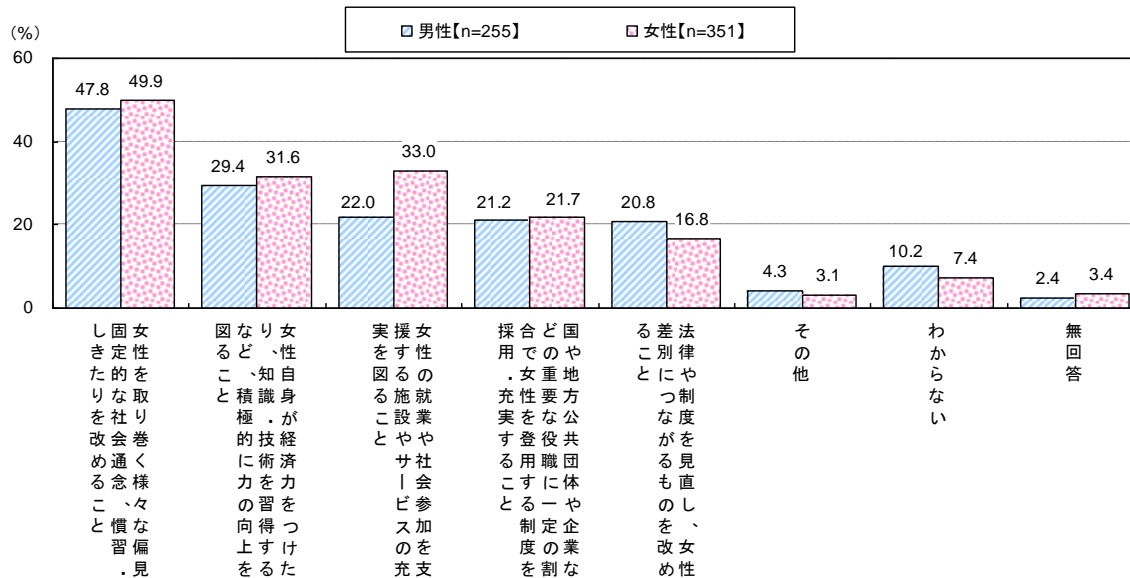
このように、男女平等は実現できていないというのが男女の共通認識であり、いまだ男性優遇の社会である状況が回答にもはっきり表れています。今後も、社会全体を通じたあらゆる分野における男女共同参画の取り組みを推進していく必要があります。

(3) 男女平等になるために重要なこと

◆男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要だと思うことは何ですか。(〇は2つまで)



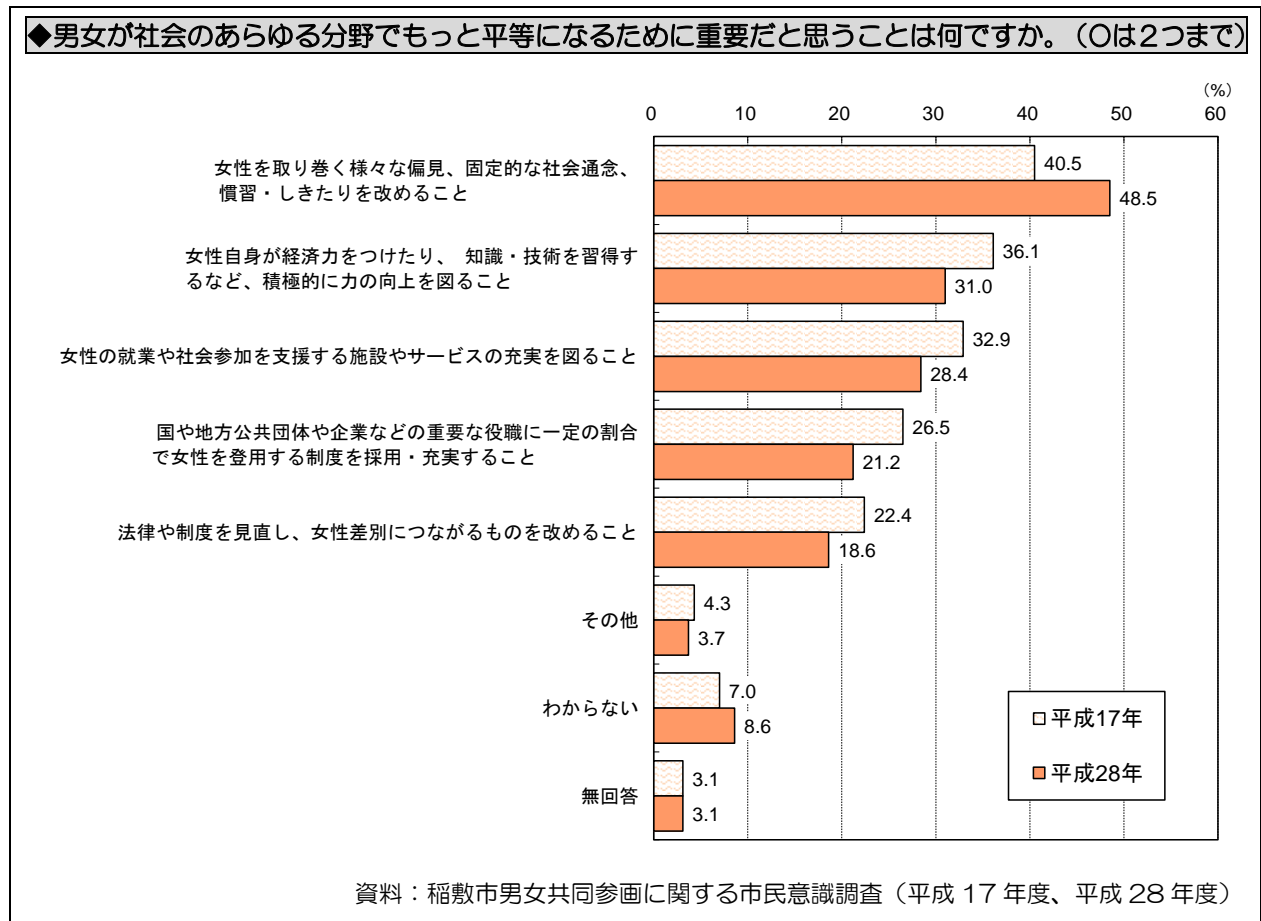
【男女別】



男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要だと思うことを尋ねたところ、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が48.5%で最も多く、以下、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」が31.0%、「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が28.4%などで続いています。

男女別にみると、女性、男性いずれも「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多く挙げられています。なお、女性では「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が2番目に多く挙げられており、その回答割合は男性の数値を11ポイント上回っています。

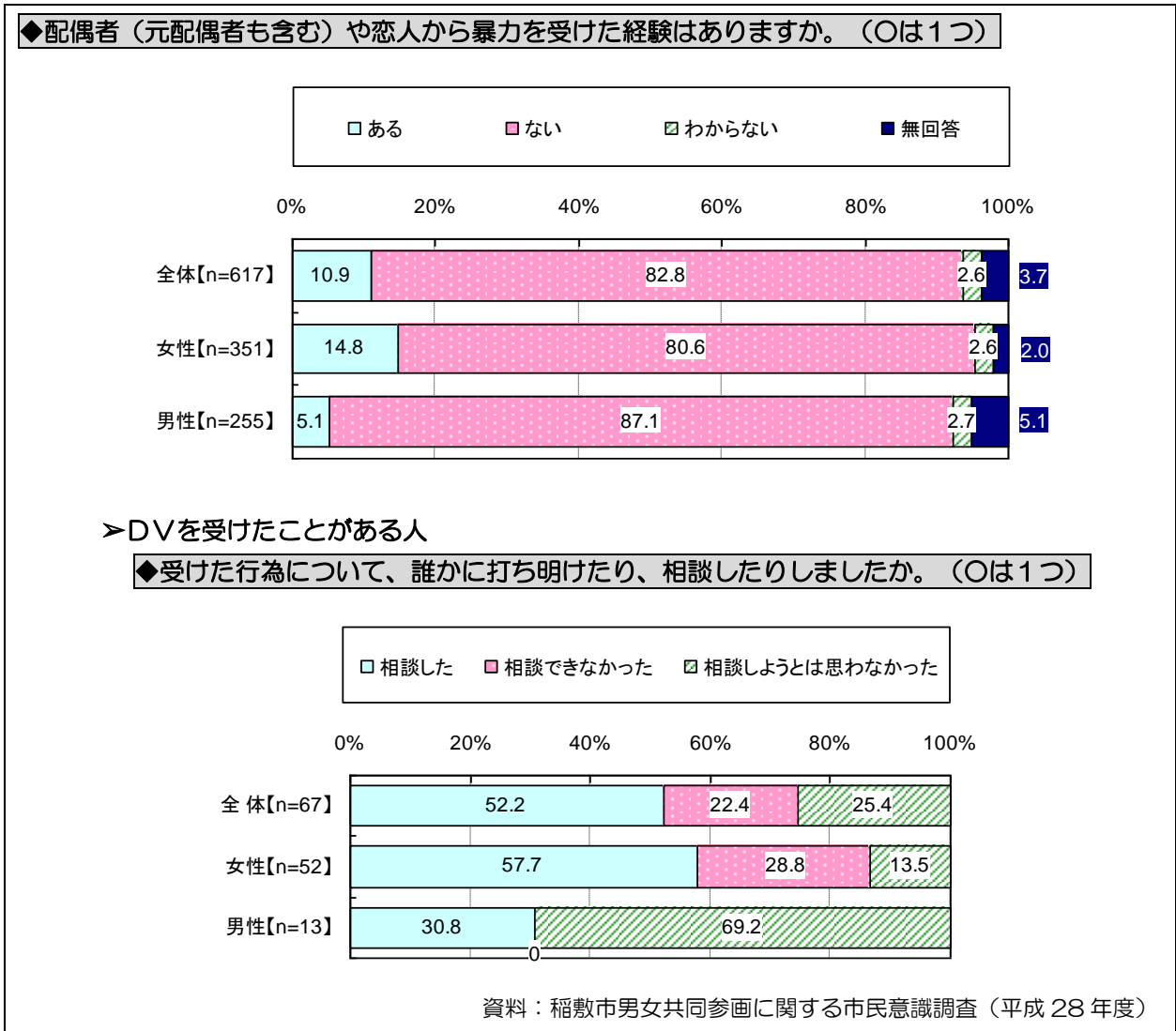
【 平成 17 年度調査結果との比較 】



平成 17 年度に実施した調査結果と比較すると、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が増加している一方、そのほかの回答についてはいずれも数値が減少しています。

このように、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」の回答は、男女いずれからも重要視されていること、時系列でも特に数値を伸ばしていることから、今後男女共同参画を推進していく上で、偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの是正は極めて重要な課題であると言えます。

(4) DVに関する状況



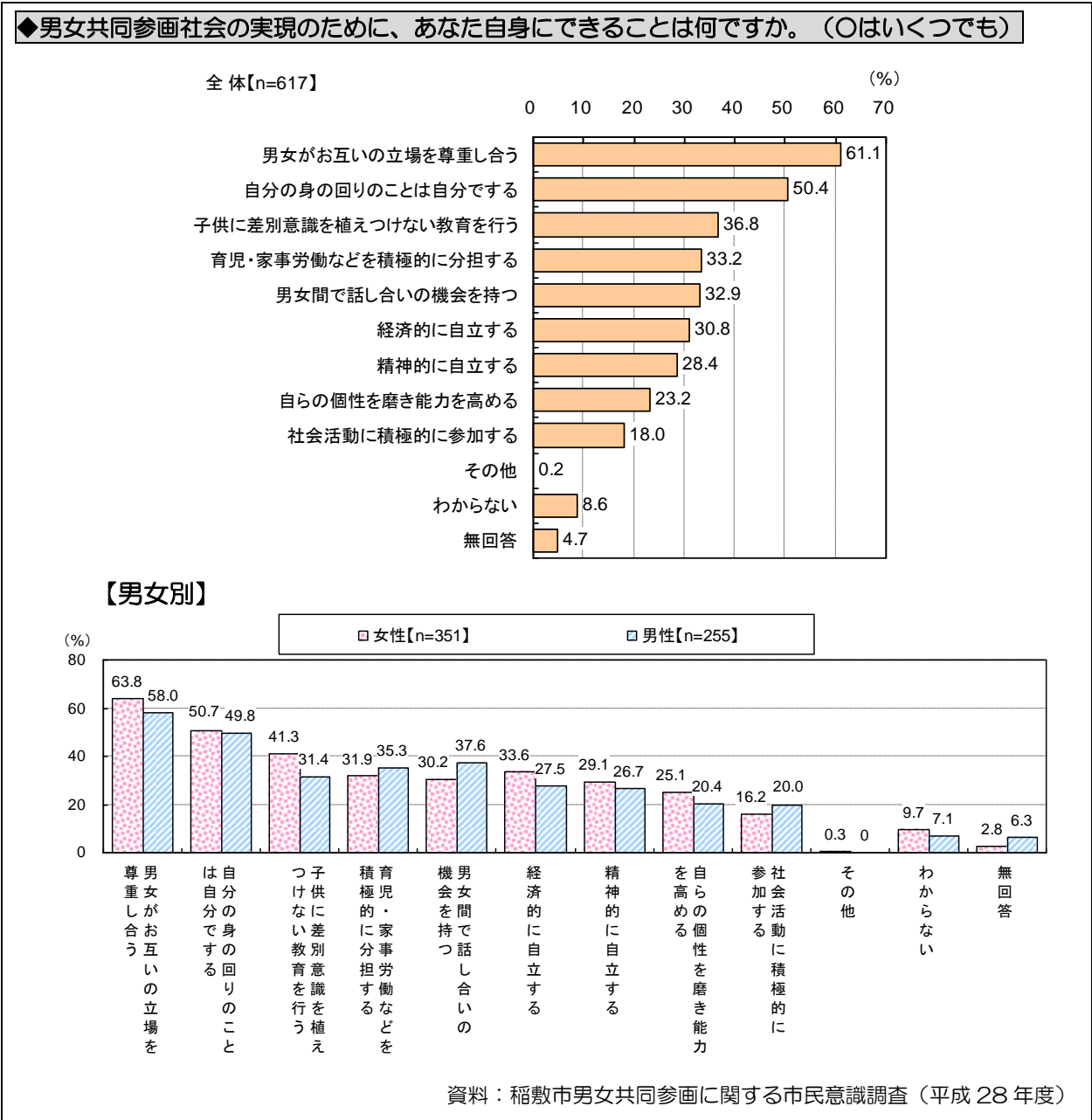
配偶者（元配偶者も含む）や恋人から暴力を受けた経験はあるか尋ねたところ、全体では「ある」が10.9%、「ない」が82.8%、「わからない」が2.6%となっています。

男女別にDVを受けたことがある割合をみると、女性では14.8%と男性の3倍近くとなっています。

さらに、DVを受けた人に、誰かに打ち明けたり、相談したかどうか尋ねたところ、DVを受けた女性の3割近くが「相談できなかった」と回答しています。

今後、DV防止に向けた取り組みはもちろん、DVに関する相談窓口の周知や被害者支援の体制整備などのDV対策を推進していく必要があります。

(5) 男女共同参画社会の実現のために自分にできること



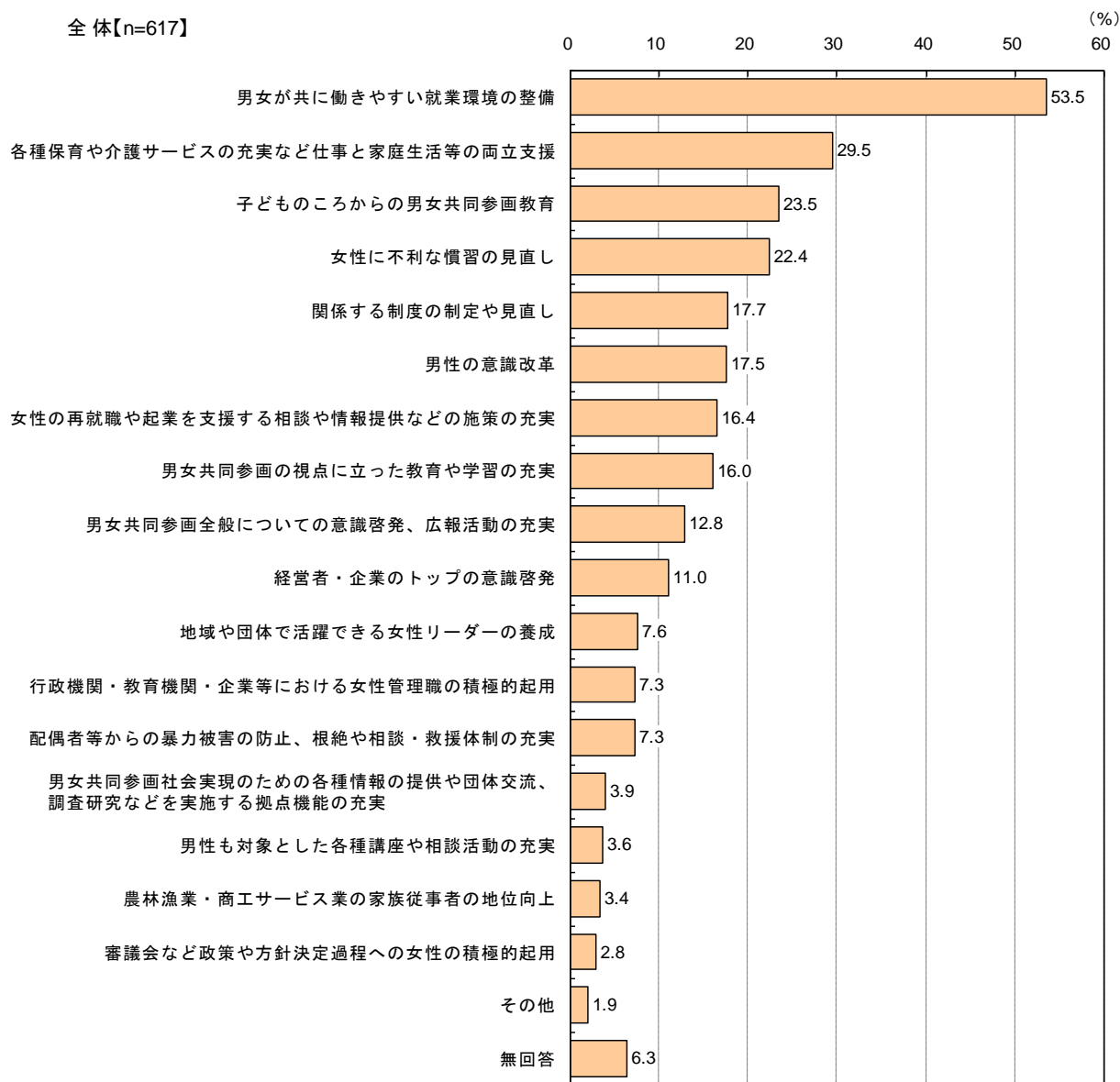
男女共同参画社会の実現のために、あなた自身にできることを尋ねたところ、全体では「男女がお互いの立場を尊重し合う」が61.1%で最も多く、次いで、「自分の身の回りのことは自分でする」が50.4%が続いています。以下、「子供に差別意識を植えつけない教育を行う」(36.8%)、「育児・家事労働などを積極的に分担する」(33.2%)、「男女間で話し合いの機会を持つ」(32.9%)、「経済的に自立する」(30.8%)などが比較的多く挙げられています。

男女別にみると、女性、男性いずれも1位、2位の回答は共通していますが、第3位については、女性では「子供に差別意識を植えつけない教育を行う」、男性では「男女間で話し合いの機会を持つ」と意見の違いもうかがえます。

今後、意識改革や行動変容の啓発等の施策の展開を図る上では、男女共通で挙げられている内容はもちろん、男女間で意識に違いがみられる点にも留意して進める必要があります。

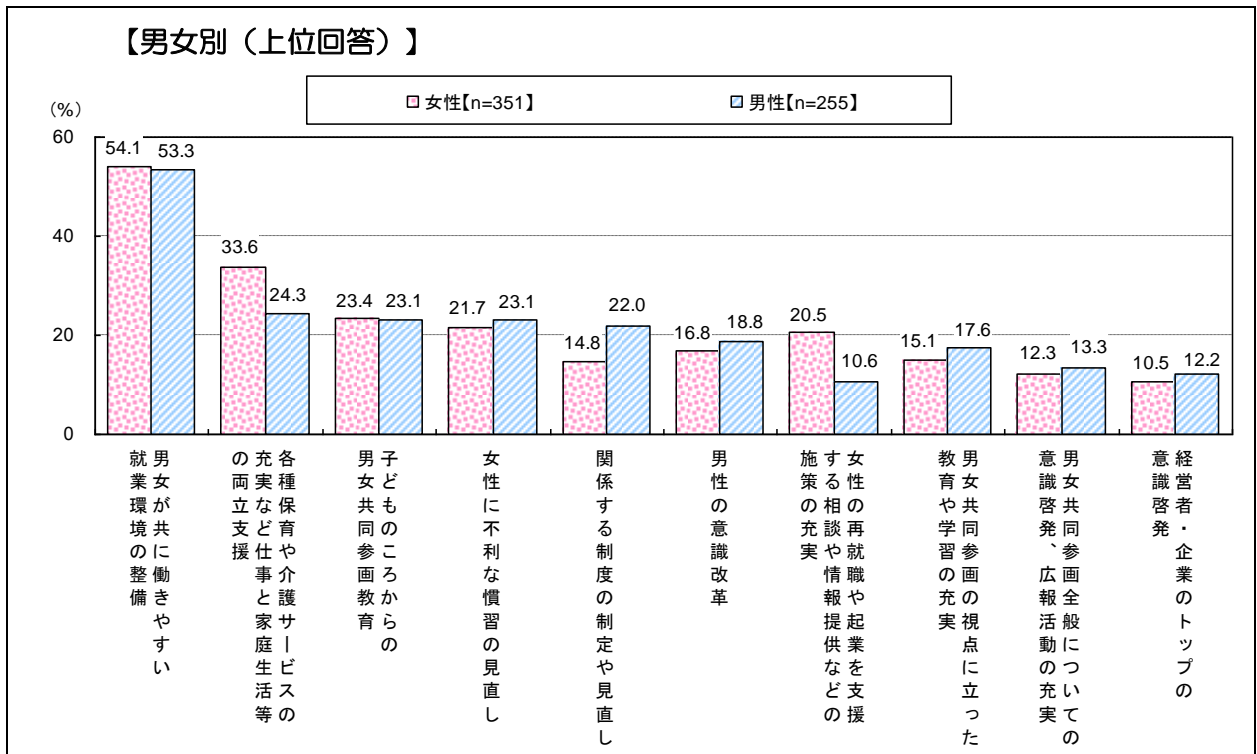
(6) 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れるべきこと

◆男女共同参画社会を実現するためには、あなたは、行政（国・県・市）は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（〇は3つまで）



資料：稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年度）

男女共同参画社会の実現のために、行政が力を入れていくべきことを尋ねたところ、全体では「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が53.5%で最も多く、以下、「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援」（29.5%）、「子どものころからの男女共同参画教育」（23.5%）、「女性に不利な慣習の見直し」（22.4%）、「関係する制度の制定や見直し」（17.7%）、「男性の意識改革」（17.5%）、「女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実」（16.4%）、「男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実」（16.0%）などの順となっています。



男女別にみると、男女いずれも「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が50.0%以上で最も多く挙げられています。第2位の回答についても、「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援」で共通していますが、その回答割合については女性では33.6%と男性の数値を9.3ポイント上回っています。そのほか、「女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実」についても男女の数値の差が大きく、女性の回答割合は20.5%と男性の数値を9.9ポイント上回っており、男女の意見の違いがうかがえます。

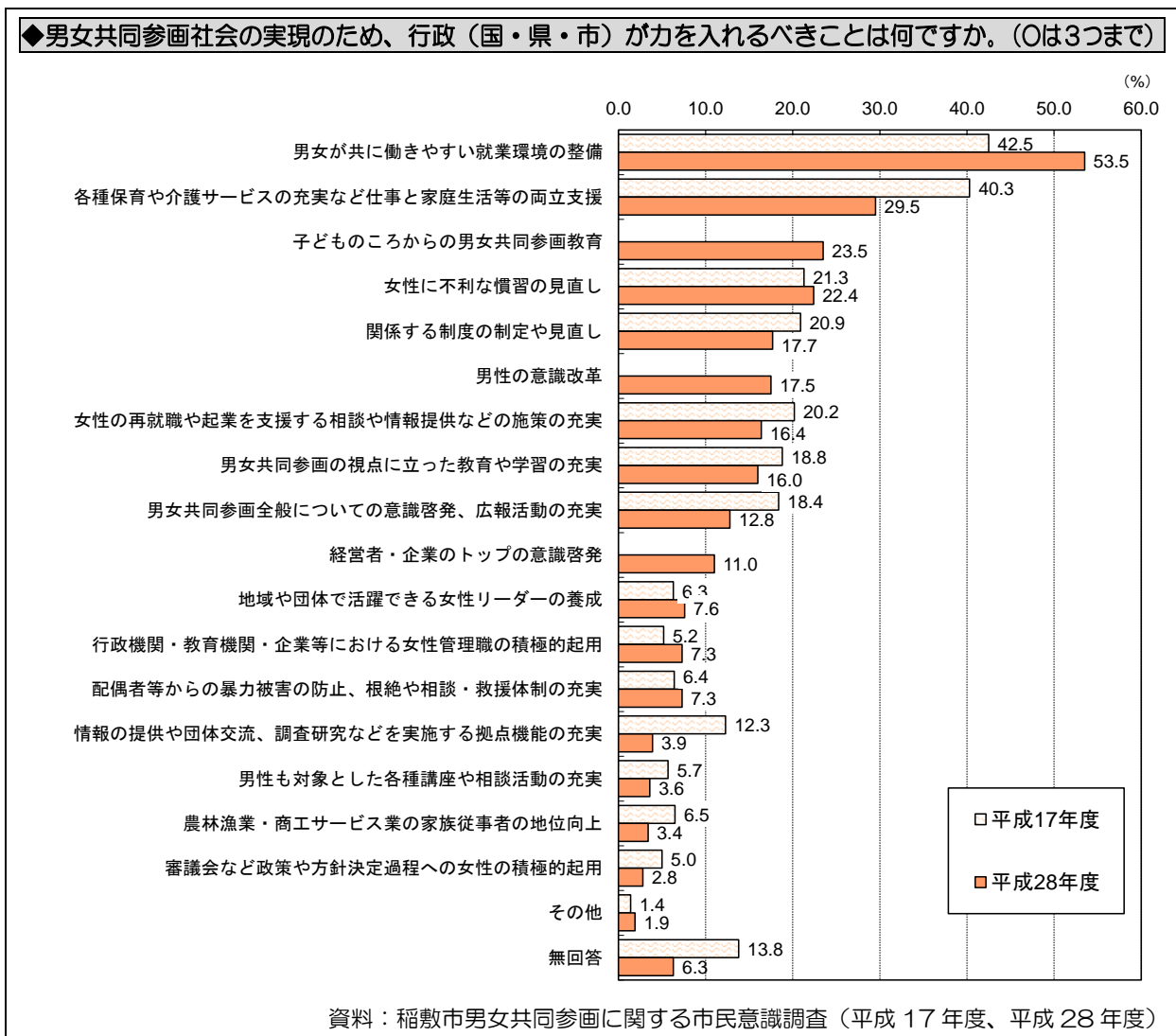
【年代別クロス集計（上位回答）】

● 男女共同参画社会を実現するため、行政（国・県・市）は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか

		男女が共に働きやすい就業環境の整備	各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援	子どものころからの男女共同参画教育	女性に不利な慣習の見直し	関係する制度の制定や見直し	男性の意識改革	女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実	男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実	男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動の充実	経営者・企業のトップの意識啓発
年齢	20代 【n=115】	60.0%	27.8%	20.9%	25.2%	20.0%	20.9%	22.6%	10.4%	9.6%	6.1%
	30代 【n=107】	57.0%	30.8%	22.4%	25.2%	20.6%	16.8%	13.1%	16.8%	11.2%	15.0%
	40代 【n=162】	54.3%	34.6%	21.6%	21.0%	19.1%	16.7%	21.0%	15.4%	11.7%	11.7%
	50代 【n=114】	52.6%	21.1%	30.7%	27.2%	14.9%	22.8%	14.9%	21.1%	12.3%	14.0%
	60代以上 【n=111】	44.1%	32.4%	21.6%	13.5%	14.4%	10.8%	9.0%	18.0%	19.8%	9.0%

年代別に上位回答をみると、第1位については、年代を問わず「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が挙げられて共通していますが、第2位、第3位については、「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援」「子どものころからの男女共同参画教育」「女性に不利な慣習の見直し」などが挙げられており、その序列には年代により違いがみられます。

【 平成 17 年度調査結果との比較 】



平成 17 年度に実施した調査結果と比較すると、上位に位置する「男女が共に働きやすい就業環境の整備」の回答割合は更に大きく増加していることから、職場における男女共同参画の環境整備が進展してない状況がうかがえます。その一方で、「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援」の回答割合は減少していることから、保育環境の充実には一定の成果があったと評価できます。

そのほか、平成 28 年度の調査において新たに選択肢に加えた「子どものころからの男女共同参画教育」「男性の意識改革」は上位に挙げられています。

このように、性別と年代を問わず、いずれの属性においても「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が最も多く挙げられており、10 年前と比べて数値も更に増加していることから、就業環境の整備は男女共同参画推進の上では極めて重要な課題であると言えます。

また、各種保育や介護サービスの充実、女性の再就職や起業支援は、女性で多く挙げられており、女性の活躍を促進する観点からも、当事者である女性の意見に添えていく必要があります。

さらに、子どものころからの教育、男性の意識改革など、今回多く挙げられた回答傾向を踏まえた取り組みを進めていくことも重要と言えます。

第 3 章

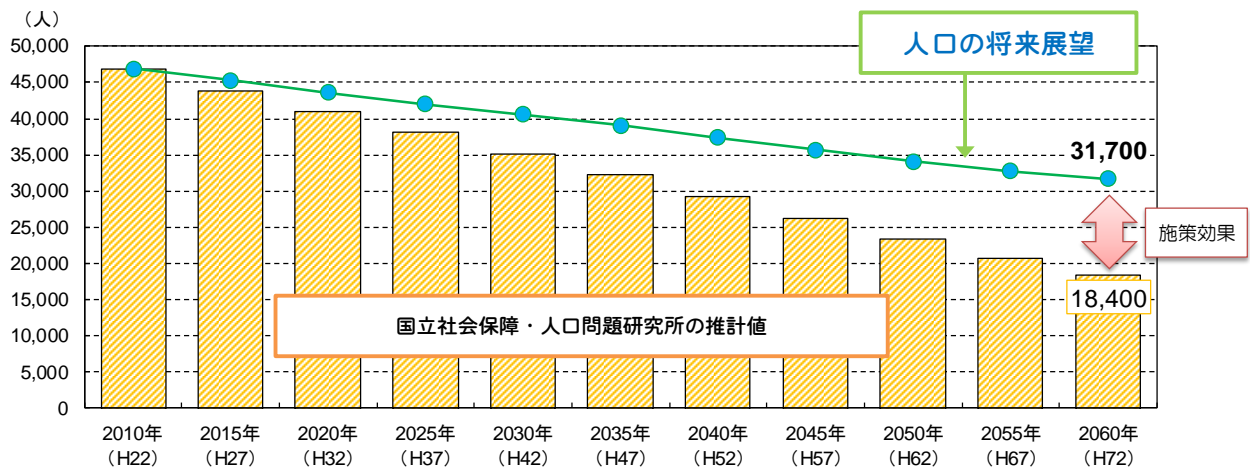
計画の基本的考え方

1 計画の基本理念 ～市の将来像～

(1) 市の将来像

本市の人口は減少傾向にあり、将来的には自治体運営が困難になることが懸念されます。そのため、特に流出が著しい若者の転出の抑制と転入の増加を図り、社会増減数を均衡に保つこと、出生率を上させることにより人口減少に歯止めをかけることが重要です。

●人口の将来展望



資料：稲敷市いなしきに住みたくなっちゃう♥プラン「稲敷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

「第2次稲敷市総合計画」においては、本市の将来像として「みんなが住みたい素敵なまち」を掲げています。

●第2次総合計画の基本理念と将来像

◎基本理念 (まちづくりの基本姿勢)



◎将来像

みんなが住みたい素敵なまち
 ～大好き♥自慢のふるさとプロジェクト～

人口減少の歯止めに向け、若い女性をはじめ、若い人々が働き、出会い、結婚し、出産・育児等のライフステージを稲敷市内で過ごすことができるとともに、多くの子どもたちの笑顔あふれる地域を目指す必要があります。また、人口減少が進む中、地域社会の担い手として、年少人口や生産年齢人口を一定程度確保していくとともに、これまで以上の女性の参画にも期待がかかります。

このような状況のもと、稲敷市が「みんなが住みたい素敵なまち」になるための条件を男女共同参画の視点から考えると、性別に関わらず、誰もが自らの希望と願いが叶う可能性が保たれた社会でなくてはなりません。

目指すべき地域社会の実現に向け、まちづくりの基本姿勢である「市民一人ひとりが主役」となって主体的に行動できるよう、男女共同参画について市民が共通認識を有するために望まれるまちの姿を次のように掲げます。

【 男女共同参画分野において望まれるまちの姿 】

ひと ひと
女と男が互いに尊重し合うまち

(2) 計画の基本理念

本計画は、市の将来像の実現に向け、「稲敷市男女共同参画推進条例」に基づき、多様な取り組みを進めていくためのものであることから、条例第3条に定める基本理念を本計画においても同様に基本理念と掲げます。

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的性別役割分担等の社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

この基本理念のもと、計画の目指すべき3つの基本目標を掲げます。さらに、目標ごとに具体的な理想として思い描くあるべきまちの姿を描きます。

2 計画の基本目標（あるべきまちの姿）と重点課題

本市における男女共同参画の課題の解決と更なる取り組みの推進を図るため、基本目標とあるべき姿を掲げます。

●基本目標1 男女共同参画を進める市民の“意識づくり”

▼まちのあるべき姿

- ◎固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習が見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されている
- ◎男女が互いの性や個性を大切にし、一人ひとりの生き方を尊重し合っている

●基本目標2 多様な分野における活躍が可能になる“社会づくり”

▼まちのあるべき姿

- ◎男女ともに家事・子育て・介護・地域活動等に積極的に参画し、喜怒哀楽をともにして喜びと責任・分かち合い、自立した生活を送っている
- ◎仕事のチャンスや待遇に男女間の格差がなく、誰もが多様な働き方を選択でき、自らの能力を発揮しながら職業生活で活躍し、経済的自立が可能な環境となっている
- ◎男女ともに企画や方針決定に関わり、子どもから高齢者まで誰もが豊かで住みよい地域づくりに貢献している（積極的に参画している）
- ◎あらゆる分野で責任を担うことのできる多様な人材（女性）が育っている

●基本目標3 安全・安心な暮らしの実現に向けた“生活環境づくり”

▼まちのあるべき姿

- ◎男女ともに健康の保持・増進がなされている
- ◎男女ともに個人の尊厳が保たれながら安心して暮らせる権利が守られている

3 計画の重点施策と施策の体系

(1) 重点的に取り組む施策

第3次計画において主要課題と重要的に取り組む必要のある施策分野は、以下の2点です。

主要課題①▶市民の意識の変革と慣習・しきたりの見直し

【背景】

- ◎「男性は仕事、女性は家庭」という意識を持っている人は、性別では女性よりも男性、年代的には比較的高い年齢層で相対的に多い傾向
- ◎稲敷市において、男女平等は実現できていないというのが男女の共通認識
- ◎男女平等が実現されるためには、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が必要という意見が大多数

▶重点施策として、

「男性の家事・育児等への参加意識の啓発」

を設定します。

主要課題②▶女性が働きやすく活躍できる就業環境づくり

【背景】

- ◎男女共同参画社会の実現のために、行政が力を入れていくべきこととして、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」という意見が大多数
- ◎行政に「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援」を求める声は特に女性で多くなっている
- ◎本市の行政委員会、審議会、市役所の管理職も含め、様々な意思決定の場に女性の参画が今なお少ないのが現状
- ◎政府は、成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ、近年の重要な政策課題となっている

▶重点施策として、

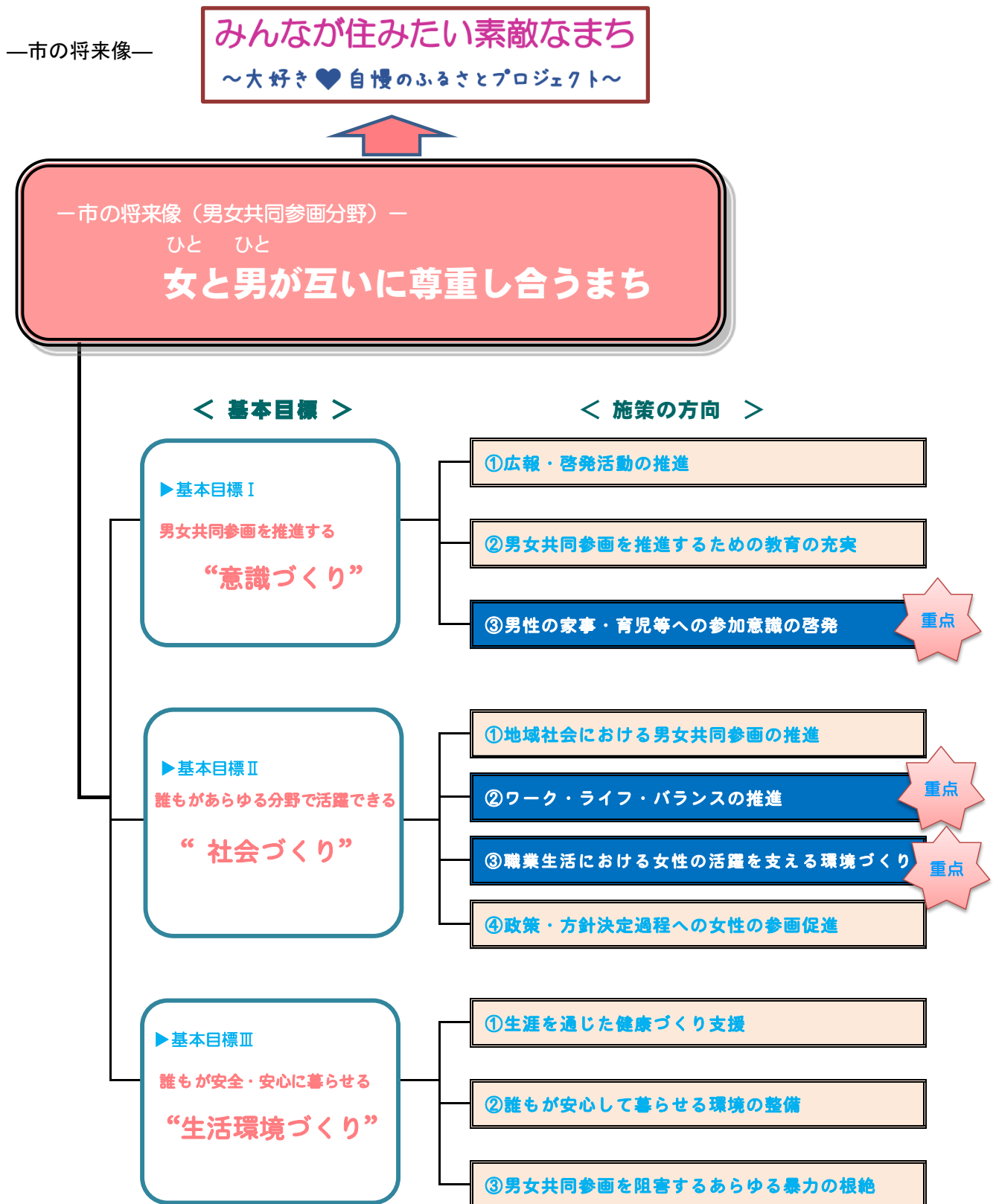
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

「職業生活における女性の活躍を支える環境づくり」

を設定します。

(2) 施策の体系

本市の将来像の実現に向け、男女共同参画分野において展開する施策の体系を図に示すと以下のとおりとなります。



第 4 章

施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する“意識づくり”

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題です。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。子どもの頃から学校教育はもちろん、生涯学習においてあらゆる世代を対象とした積極的な取り組みを進めていくことが重要です。

また、男性については、自身の固定的な性別役割分担意識を取り払い、長時間労働の見直し、男性の地域生活や家庭生活への参画について理解を深めることが望まれます。さらに、実際に行動の変化につながるよう、継続的な啓発とアプローチの取り組みが必要です。

男女共同参画社会の形成に向けて、今後も男女共同参画に関する情報・法律等の理解促進を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、性別によって中立でない社会制度や慣行の見直しを着実に進めていくことが必要です。

▼本目標における施策の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する“意識づくり”

- ◆施策の方向1 広報・啓発活動の推進
 - (1) 意識啓発事業の推進
 - (2) 情報提供・広報活動の充実

- ◆施策の方向2 男女共同参画を推進するための教育の充実
 - (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
 - (2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

- ◆施策の方向3 男性の家事・育児等への参加意識の啓発
 - (1) 家庭・地域・職場等における慣行の見直し

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
3	市民意識調査・実態調査等の実施	市民協働課
時代の変化により市民のニーズも変化するため、意識調査を行い、市民の男女共同参画に関する意識の把握に努めます。		
4	メディア・リテラシーの向上支援	生涯学習課 指導室 教育学務課 市民協働課
<p>メディア・リテラシー（情報を活用できる能力）に関する学習機会を提供するなど、向上推進のための支援と啓発を図ります。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケータイ・ネット安全推進事業 		
5	市民による自発的な情報発信等の促進	市民協働課
SNS 等のツールを活用した市民による自発的な情報発信・収集・利用の促進を図ります。		

◆施策の方向2 男女共同参画を推進するための教育の充実

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

学校教育の場において、子どもの発達段階にふさわしい人権尊重、男女平等の教育を推進します。子どもが将来の進路や職業の選択などにおいて、性別にとらわれることなく、多様な選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った職業意識の醸成や進路指導の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
	内 容	
1	人権教育・男女平等教育の充実 男女の人権や男女平等意識の形成に向け、児童・生徒の意識の啓発を図ります。 ▼関連する主な事業 ●人権教育の充実 ●家庭科教育の充実 ●食育の充実 ●性教育指導の充実 ●男女平等教育に関する保護者への啓発	教育学務課 指導室
2	進路指導の充実 一人ひとりの能力・適正を生かした進路指導を充実させます。児童・生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の推進を行います。	指導室
3	教職員の研修機会の充実 教師自身が男女共同参画社会の実現について理解を深めるとともに、教師自らの生き方について見直す研修を実施します。	指導室

(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

家庭や地域において、男女が平等に生きるための意識が浸透していくよう、生涯学習の場などを通じた啓発活動を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	男女平等の視点に立った家庭教育の推進 男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、保護者を対象とした学習機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●家庭教育学級	生涯学習課
2	学習機会の充実 生涯を通じ、男女が自由に学習機会を選択できるよう、学習機会の充実を図ります。 ▼関連する主な事業 ●ライフステージに応じた学習プログラム ●学習時の託児室設置 ●団体、グループ、サークルの育成支援 ●学校施設の開放事業	生涯学習課

◆施策の方向3 男性の家事・育児等への参加意識の啓発

重点

(1) 家庭・地域・職場等における慣行の見直し

家庭や地域において、性別による偏りにつながるおそれのある慣行について、広くその見直しを促すため、男女共同参画の意義について意識啓発を図ります。

男性の家事や子育てへの理解を深めるために、男性や若い世代に対しても、講座・教室・セミナーなどを実施します。男女共同参画の理解促進や意識啓発を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しの促進 家庭・職場・地域など社会のあらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等を調査・研究し、生活や活動の在り方を見直すよう働きかけます。	市民協働課
2	男性の生活的自立に関する講座の開催 男性も家事・育児・介護等へ参加し、男女が互いの協力によりバランスのよい家庭生活を築くための講座を開催し、家庭生活への参画の促進を図ります。 ▼関連する主な事業 ●男の料理教室 ●父子料理教室	生涯学習課 (公民館) 市民協働課
3	仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進 男女が力を合わせて、仕事と家事・育児・介護等の両立が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する意識の啓発を推進します。	市民協働課
4	男性の家事・育児・介護等への参加促進 男性への啓発や学習機会の提供などにより、家庭生活への参加を促進します。 ▼関連する主な事業 ●男性向け家事・育児・介護講座等の開催 ●「家庭の日」の普及啓発 ●男性職員の育児休業取得促進 ●消費者意識向上への支援	市民協働課 総務課
5	男性の働き方見直しの啓発 育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中で、男性の長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	市民協働課 総務課

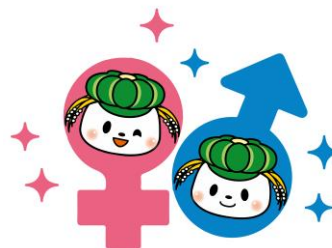
◎ 進行管理事業一覧 ◎

事業名	ハーモニーフォーラム			実績値	計画値					
	【概要】	男女共同参画について市民の理解と認識を深めるため、いなしき女と男のハーモニーフォーラムを開催します			H27	H29	H30	H31	H32	H33
1	所管	市民協働課	指標	開催回数	1回 (289人)	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	家庭教育学級			実績値	計画値					
	【概要】	各学校で行っている家庭教育学級時(各幼稚園、小学校での親子ふれあい活動、祖父母学級、各講演会等)に男女平等についての話し合いや講話等を依頼し、男女が平等に生きるための意識を醸成していきます。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
2	所管	生涯学習課	指標	開催回数	7回 (375人)	7回	7回	7回	7回	7回

事業名	男の料理教室			実績値	計画値					
	【概要】	男性の自活力向上のため、料理初心者をはじめ、あらゆる年代の男性を対象とした料理教室の開催、そば打ち等の体験学習を実施します。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
3	所管	市民協働課	指標	開催回数	1回 (14人)	教室1回 体験1回	教室1回 体験1回	教室1回 体験1回	教室1回 体験1回	教室1回 体験1回

事業名	父子料理教室			実績値	計画値					
	【概要】	男性の家事・育児参加を促すため、父親と祖父を対象とした料理教室を開催し、料理体験を通じて子どもや孫と交流する機会を提供します。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
4	所管	市民協働課	指標	開催回数	1回	2回	2回	2回	2回	2回



見てみて！ 稲敷市では
こんな事業をしています！！

男の料理教室 ・ 父子料理教室

男性が家事や育児に積極的に参加する意識を持てるよう、稲敷市ではそのきっかけづくりとして料理教室を開催しています。家事や育児に前向きに挑戦する男性、お父さんたちを応援します。

男の料理教室「めざせ！料理男子」

年代や料理経験を問わず、料理に興味のある男性なら誰でも参加できる料理教室です。「女と男いなしき蒼風の会」に協力いただきながら毎年開催しています。

平成28年度は2月に実施し、ドライカレー、野菜のポトフ、味噌ドレサラダ、黒糖ゼリーを作りました。



パパ&じいじと Let's Enjoy☆クッキング (父子料理教室)



父と子、祖父と孫が一緒に参加できる料理教室です。

平成28年度は7月17日（日）に実施し、13組27名の小学生とパパ・おじいちゃんが参加しました。

普段お子さんと一緒に“何かを作る”機会の少ない男性が子どもや孫と一緒に料理に挑戦。「ロールパンでメロンパン」「フルーツポンチ」を作りました。



基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり”

市民にとって、最も身近な生活の場である地域社会における男女共同参画の推進は重要なことです。自治会等の地域活動をはじめ、地域防災や防犯などの多くの場面において、男女共同参画の視点での取り組みが求められています。

男女があらゆる分野の活動において共同参画していくためには、仕事・家庭生活・地域活動のバランスのとれた生活ができる環境づくりが前提となることから、子育て支援と連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指した環境づくりに取り組むことが必要です。

男女雇用均等法の基本理念に基づき、男女が差別されることなく雇用の機会や待遇を確保できるような支援に努めるとともに、多様な働き方が選択でき、女性がこれまで以上に活躍できるような環境整備が求められます。

また、市政や地域活動、職場など、多くの場面における政策・方針決定過程への女性の参画においては、未だ十分とは言えず、男女の意見が公平・公正に反映されていない状況にあります。あらゆる分野において、女性の感性や視点をより多く取り入れていくため、女性人材の育成や登用などの積極的な取り組みが必要です。

▼本目標における施策の体系

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり”

- ◆施策の方向1 地域社会における男女共同参画の推進
 - (1) 地域コミュニティにおける男女共同参画
 - (2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画
- ◆施策の方向2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
 - (1) 職場における両立支援の推進
 - (2) 子育て支援の充実
- ◆施策の方向3 職業生活における女性の活躍を支える環境づくり
 - (1) 雇用の場における均等な機会と待遇の確保
 - (2) 多様な働き方の支援
 - (3) 多方面における女性の活躍支援
- ◆施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - (1) 市政における女性参画の推進
 - (2) 事業所・団体等における女性の参画促進
 - (3) 女性人材の育成

◆施策の方向1 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域コミュニティにおける男女共同参画

地域において女性の参画が進むことは、女性だけではなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現にもつながることから、地域コミュニティの様々な活動における男女共同参画を推進します。

また、本市の地域コミュニティの多くはその形成過程から農業と密接に関わっていることから、農業分野における女性の活動を支援します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	区長会連合会における女性の参画促進	
	地域社会の基礎的な単位である行政区（自治会）活動に、女性の積極的な参加を促すとともに、女性区長（自治会長）の登用を推進します。	市民協働課
2	ボランティア・NPO活動の育成支援	
	「向こう三軒両隣」の助け合い運動が再生できるよう、広く女性の参画を促進しながら、地域のボランティア等の人材育成や福祉活動団体の支援・強化に努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
3	女性農業士の活動支援	
	茨城県稲敷地域農業改良普及センターとともに、地域のリーダーとして活躍できるよう女性農業士の活動を支援します。	農政課
4	女性グループによる直売所等活動支援	
	女性農業者の起業や経営参画を促進するため、情報交換・相互親睦を行いながら地域の農家で生産された新鮮な農産物を市内外のイベント等において、直接消費者に販売する女性グループの活動を支援します。	農政課

(2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

地域における防災・防犯・交通安全など、様々な地域活動に対し、男女共同参画の視点に立った解決の推進を図るため、持続的な地域活動を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	女性消防団の育成	危機管理課
女性消防団を育成し、防災・防火に対するPR活動、女性消防団活性化促進大会への参加、市防災訓練時の心肺蘇生法の指導、各戸への防火診断、児童を対象とした防火紙芝居を実施します。		
2	女性の視点を取り入れた防犯活動の推進	危機管理課
地域住民の安全・安心に対する意識の高揚を図るために防犯キャンペーンを推進するとともに、防犯パトロールに女性の視点を取り入れながら実施します。		
3	男女の協働による交通安全活動の推進	危機管理課
地域住民の交通安全に対する、ルールやマナー等を交通安全キャンペーンや交通安全教室、立哨活動を通して、周知・啓発を実施します。従来、立哨活動の中心となっている女性（母親）に加え、男性の更なる参加を促進します。		
4	防災計画等における女性の参画促進	危機管理課
地域防災計画や各種対応マニュアル等の企画・立案において、女性の参画を促進し、女性の視点を取り入れながら様々な立場の人のニーズへの配慮を図ります。		

◆施策の方向2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

重点

(1) 職場における両立支援の推進

市民がやりがいや充実感をもって働き、健康で豊かな生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の気運の醸成や長時間労働の抑制、多様な働き方が認められる就業環境、男性の家事・育児への参画促進の必要性など、あらゆる機会を活用し意識啓発に努めます。

男女が共に仕事上の責任と家事・育児・介護などの家庭的責任を両立できるよう、家事・育児や介護に対する社会的な支援の充実や就業条件の整備を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
	内 容	
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	市民協働課
	ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙やホームページによる情報提供、ポスター掲示等により、広く市民に対する啓発を図ります。 関連セミナー等の情報提供を図るとともに、市民へ参加を呼びかけるなど、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。	
2	市職員の時間外勤務の短縮	総務課
	職場の業務量を把握し適切な人事配置を行うとともに、週1回のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。	
3	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	市民協働課 高齢福祉課
	女性と男性がともに仕事を続けながら育児・介護などの家族的責任を果たせるよう、市内の事業所に対し、育児・介護休業制度の着実な履行と利用しやすい社内の風土づくりを働きかけます。	
4	長時間労働の削減等の働き方改革の促進	市民協働課 商工観光課
	今後は、男性でも労働時間に制約がある人の増加が見込まれることから、事業所が働き方改革に取り組むメリット等について周知を図ります。先進事例の紹介、仕事と家庭の両立を支える職場環境と風土づくりの啓発と情報提供を図ります。	

(2) 子育て支援の充実

子育てに関する不安、仕事と子育ての両立に係る負担感などを緩和し、安心して子育てができるよう、社会全体として支援するような環境づくりを推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
1	子育て情報の配信	
	子育て情報配信事業（COCOLOカフェ、子育て支援サイト「ママフレ」開設）により、公立民間を含め4施設の情報配信を行い、子育てについての情報をリアルタイムで配信します。	子ども家庭課 (子育て支援センター)
2	多様なニーズに対応した保育の充実	
	多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 ▼関連する主な事業 ●保育所（園）・認定こども園等の整備 ●延長保育 ●土曜日保育 ●一時預かり ●0歳児保育 ●障がい児保育 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●放課後子ども総合プラン	子ども家庭課 (子育て支援センター)
3	子育て支援体制の整備	
	子育ての不安や孤立感の解消を図るため、相談支援の充実に努めるとともに、地域の子育て家庭全体への支援体制の整備を図ります。 ▼関連する主な事業 ●家庭児童相談 ●家庭教育相談 ●子育て支援センター	子ども家庭課 (子育て支援センター) 生涯学習課
4	児童手当の支給	
	家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を目的とし、児童を養育している方に手当を支給します。	子ども家庭課
5	三世代同居・近居プロジェクト	
	親・子・孫が共に仲良く楽しく暮らしながら、子世代が安心して仕事や子育てができるよう、三世代の同居・近居を推進します。 ▼関連する主な事業 ●じいじ・ばあばの保育講座 ●稲敷市民スポーツフェスティバル ●あいアイ運動会 ●三世代アルバム作り ●三世代同居リフォーム支援事業 ●若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援事業	市民協働課 生涯学習課 子ども家庭課 (子育て支援センター) 人口減少対策室

◆施策の方向3 職業生活における女性の活躍を支える環境づくり

重点

(1) 雇用の場における均等な機会と待遇の確保

職業生活における男女間の格差は、女性の採用・登用面の障害によって生じることが多い実状を踏まえ、職場における男女間の格差是正、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
	内 容	
1	労働関係法制度の周知と履行の啓発	市民協働課 商工観光課
	男女が共に働きやすい就業環境をつくるため、市内事業所等に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、労働に関する法律・制度の周知と着実な履行に向けた啓発を図ります。	
2	女性の就業環境の改善の促進	市民協働課 商工観光課
	パートタイム労働者、派遣労働者の労働条件の向上のための就業環境の整備を促進するため、事業所等に対し関係法令等の周知を図るとともに、国県所管機関からの情報等の提供を行います。	
3	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進	市民協働課
	ポジティブ・アクションを促進する観点から、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の支援を図るとともに、女性の参画が少ない業界への女性の就業支援などに取り組みます。	

(2) 多様な働き方の支援

女性が多様な働き方を柔軟に選択でき、その能力を十分発揮していくことができるよう、雇用情報の提供や再就職の支援、新たな就業形態の普及、起業支援等に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
	内 容	
1	再就職希望者への支援	商工観光課 市民協働課
	再就職を希望する人への雇用情報の提供や、雇用を地元企業に働きかけるなど、再就職への支援に努めます。	
	▼関連する主な事業	
	●就職・再就職に関する情報の収集・提供	●再就職講座の開設

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
2	新たな就業形態の周知と普及	商工観光課
在宅勤務、SOHO、テレワーク等、新たな就業形態等について社会的理解を深めるとともに、普及促進のための情報提供の充実を図ります。 新就業形態の浸透・普及促進を図るため、いばらき就職支援センターが実施する出張就職相談会や就職活動支援セミナーの参加を促します。		
3	女性の起業の支援	市民協働課 商工観光課
起業を目指す女性に対して、必要な知識や技術の習得、情報の提供など支援の充実を図ります。		

(3) 多方面における女性の活躍支援

女性が自らの選択により、農業、商工業、自営業をはじめとする多方面において活躍できるよう、支援を図ります。女性の労働の適正評価や労働環境の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成等を促進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	農業に従事する女性の活動支援	農政課
直売所などにおける女性の起業や経営参画を促進するとともに、地域のリーダーとしても活躍できるよう女性農業士や女性農業従事者の活動を支援します。		
2	地方創生を見据えた女性活躍推進の支援	市民協働課
地域における女性の活躍は、地域経済が活性化され、多様な就業機会の創出や地域社会全体に活力をもたらすことから、女性の活躍推進に向け、関係機関による連携体制や女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備を図ります。		

◆施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(1) 市政における女性参画の推進

市の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、市の審議会・委員会等委員への女性の積極的な登用を図るとともに、女性職員の管理職の登用を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
	内 容	
1	審議会等委員への女性委員の積極的登用	市民協働課 関係各課
	女性委員の割合30%達成を目標に、女性委員の積極的登用の推進と女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	
2	女性職員の職域の拡大及び管理職への登用	総務課
	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員の配置を進めます。女性の管理職の登用促進に向け、その能力に応じて適切な人事評価を行うとともに、女性職員に多様な職種を経験させるなど、人材育成を図ります。	
3	まちづくりにおける女性の参画の促進	政策企画課 市民協働課
	総合計画の策定や進行管理など、まちづくり方針等の検討の場において、女性委員を登用し、女性ならではの視点や着想の活用を図ります。 ボランティア・NPO活動、地域コミュニティ活動、市民と行政との役割分担のあり方や、稲敷市の地域性を活かした協働のあり方、新しい地域コミュニティのあり方の検討において、女性の意見を積極的に取り入れます。	

(2) 事業所・団体等における女性の参画促進

市役所が良き手本となるよう率先してポジティブアクション（積極的改善措置）を実施することに加えて、市内の事業所・団体等の方針決定の場における女性の参画の拡大を働きかけます。

女性が活躍できる環境づくりを実現するためには、事務所や団体のトップの意識改革が最も重要であることから、市内企業等に対する意識啓発を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
	内 容	
1	職場内慣行の見直し	総務課他
	庁内の業務における固定的な性別役割分担意識や職場内慣行の見直しを図り、個性や能力が発揮しやすい環境をつくります。	

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
2	女性参画の情報の収集・提供	市民協働課
女性が活躍する事業所の事例、女性の職域拡大や女性管理職・役員等の女性の登用についての情報の収集を図るとともに、事業所や各種団体等に対して、情報提供を通じた啓発を行います。		
3	経営者等に対する啓発活動	市民協働課
職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮に関する広報・啓発、茨城県主催の「イクボス養成講座」への参加促進などにより、民間企業の経営者や管理職等の意識改革を図ります。		

(3) 女性人材の育成

市政や地域活動、職場等での方針決定過程への女性の参画を図るため、女性の人材を把握するとともに、幅広い視野を持つ女性リーダー、女性人材の育成を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	女性の能力開発等の支援	市民協働課
職域の拡大や職業能力の向上のために必要な情報を提供します。 ▼関連する主な事業 ●情報収集・提供 ●各種講座・セミナーの開設		
2	女性の人材育成を目指す研修機会等の提供	市民協働課
審議会等、意思決定の場に参画することのできる女性の人材を育成するため、市政や経済への関心や意識を高めるための情報提供や講座を開催します。		
3	女性の人材情報の収集・整備	市民協働課
女性人材の積極的な活用を図るため、広く女性人材の発掘を図るとともに、人材情報を収集し、データベースとして整備します。		
4	女性農業士の育成	農政課
茨城県稲敷地域農業改良普及センターとともに、地域のリーダーとして活躍できるよう女性農業士の育成を図ります。		
5	「ハーモニーフライト」事業への参加促進	市民協働課
茨城県が主催する女性海外派遣事業に関する情報を提供し、積極的に参加を働きかけるとともに、参加費の一部を市から補助するなど支援を行います。		

◎ 進行管理事業一覧 ◎

1	事業名	孫育て講座		実績値	計画値				
	【概要】	子世代の子育てを支援する「祖父母力」の一層の向上を図るため、孫との付き合い方講座や交流イベントを開催します。		H28	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	市民協働課	指標	開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

2	事業名	ファミリー・サポート・センター事業		実績値	計画値				
	【概要】	地域において育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、育児について助け合うネットワークをつくり、支援を行います。		H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	子ども家庭課 (子育て支援センター)	指標	提供会員・ 依頼会員数	162人	180人	200人	220人	240人

3	事業名	子育て支援センター		実績値	計画値				
	【概要】	0歳児から就園前の子どもたちとその保護者を対象に交流の場を提供し、子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。		H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	子ども家庭課 (子育て支援センター)	指標	利用人数	7,874人	8,000人	8,500人	9,000人	9,500人

4	事業名	家庭児童相談		実績値	計画値				
	【概要】	育児や家庭教育に関する悩みに専門のアドバイザーが相談に応じ、子育ての孤立化や不安の解消を図ります。		H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	子ども家庭課	指標	相談員数	2名	2名	2名	2名	2名

地域の特性を活かした
稲敷市の取り組み！

三世代同居・近居プロジェクト

稲敷市は、県内でも三世代同居世帯が多いのが特徴。それは市の貴重な財産でもあります。同居や近居している祖父母の方々の力添えにより、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの実現をみんなでサポートします。これは稲敷市だからできることです！



「じいじ・ばあばの孫育て講座」

三世代家族が多い稲敷市において、子ども世代の子育てを支援する「祖父母力」に期待がかかります。

孫の子育てに積極的に関わってもらえるよう、祖父母の孫育て力の一層の向上を図るため、孫との付き合い方講座や交流イベントなどを開催します。

《平成28年度の実施内容》

テーマ「孫との付き合い方・遊ばせ方」

- ・今、期待される「祖父母力」とは！
- ・今どきの子育てはどうなってるの？
- ・パパママと子育てに対する考え方が違うんだけど

〈対象者〉

- ・孫育て・子育てに興味のある方
- ・お孫さんのいらっしゃる方



「あいアイ運動会」

あいアイ運動会では祖父母が積極的に参加できる種目を作り、子どもたちと一緒に楽しめるようにしています。

この運動会は毎年開催しており、平成28年は5月28日(土)に開催、49組の親子と祖父母の計182名が参加しました。



「三世代アルバム作り」

親子と祖父母の三世代の写真を用意してもらい、一緒にアルバム作りを行います。一緒に作成作業を進めながら、コミュニケーションをはかります。

最後に、出来上がったアルバムを祖父母へプレゼントします。



「稲敷市民 スポーツフェスティバル」

スポーツフェスティバル事業は、レクリエーション性の高い軽スポーツを中心に開催してきたイベントです。

平成28年度は10月9日（日）に開催、開会式への参加者が308名、各種目の参加総数は延べ2,709名でした。最近では、家族や友人で毎年参加していただく方々が増えてきています。



〈種目〉

○体育館

いなしきダーツ（吸盤ボール）、ユニカール、ドリブルスピードトライアル（バスケット）、なわとびタイムトライアル、体力測定コーナー、わなげ、バスケット on the バッグ、ペタンク

○グラウンド

ドリブルスピードトライアル（サッカー）、ストラックアウト、長ぐつ飛ばし、ターボジャベリング投げ、二人三脚、三人四脚

三世代同居リフォーム支援事業

稲敷市では、市内における三世代同居を推進することで、子どもを安心して産み育てられる住環境を整え、生産年齢人口の維持増加を図り、三世代同居のために住宅をリフォームした場合、補助金を最大50万円交付します。

☆平成28年度実績

1件 500千円

若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援事業

稲敷市では平成28年4月から、若い夫婦や子育て世帯の方の転入・定住促進を目的として、また子どもを安心して産み育てられる環境づくりや家族の絆づくりを推進するため、市内でのマイホームの取得を行い三世代同居となる世帯については、従来の若年夫婦マイホーム取得支援助成金に額が上乗せされ、最大140万円の交付をいたします。

☆平成28年度実績

41件 35,800千円

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり”

男女が心身及び健康について、互いの身体的性差を理解し、そして思いやりを持って生きてゆくことは、男女共同参画社会の形成において非常に重要であることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な取り組みや、男女の性差に応じた健康支援が求められます。

また、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を推進するほか、配偶者等からの暴力の状況や被害者の実情に応じた切れ目のない支援に努めます。被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関の連携強化を図り、被害者に対する効果的な支援の充実を図ります。

さらに、ひとり親をはじめ、一人で暮らす高齢者や介護が必要な高齢者・障がい者とその家族等、援助が必要な家庭、そして、異文化の中で生活している外国人の方等に対しては、男女共同参画の視点に立ち、安心して生活できる環境づくりが必要です。

▼本目標における施策の体系

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり”

- ◆施策の方向1 生涯を通じた男女の健康支援
 - (1) 男女の主体的な健康づくりの推進
 - (2) 妊娠出産に関する健康支援

- ◆施策の方向2 誰もが安心して暮らせる環境の整備
 - (1) 援助が必要な家庭等への支援
 - (2) 多文化共生の推進

- ◆施策の方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり
 - (2) 被害者に対する支援

◆施策の方向1 生涯を通じた健康づくり支援

(1) 男女の主体的な健康づくりの推進

生涯にわたる自主的な健康管理の重要性を啓発するとともに、保健・医療に関する情報提供に努めます。男女がその健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、住民基本健診や各種検診の実施と受診勧奨に努めるとともに、市民の健康保持・増進や体力の向上を支援するための多様な健康づくり事業を実施します。

【 主要な施策 】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
1	健康診査・各種検診の実施 基本健康診査や各種検診の必要性について周知を図るとともに、受診しやすい体制づくりに努めることで、受診率の向上を図ります。 ▼関連する主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ●住民健診 ●各種がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん超音波・乳がんマンモグラフィ・前立腺がん） ●腹部超音波検査 ●骨粗しょう症検診 ●クレアチニン検査 ●人間ドック、脳ドック助成 	健康増進課 保険年金課
2	各種健康教室の開催 市民の健康を維持・増進していくため、各種健康教室を開催します。 ▼関連する主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ●検診事後教室 ●健康づくり教室 ●健康まつり ●公民館講座（体操教室） 	健康増進課 生涯学習課
3	健康相談等の実施 健康管理や保持増進について、学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。 ▼関連する主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ●健康教育 ●健康相談 ●栄養相談 ●食生活改善推進員の活動 	健康増進課
4	医療費助成の実施 妊産婦、0歳から高校3年生までを対象として、医療費の助成を行い、子育て家庭への支援を図ります。 ▼関連する主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ●医療福祉事業（マル福） 	保険年金課

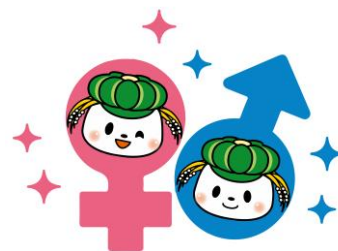
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性の健康にとって大切な妊娠・出産期を安心して過ごせるよう、母子の健康診査や相談事業を通じて健康管理の支援に努めるとともに、出産後の育児不安の解消に向けた支援を図ります。

女性のライフサイクルに対応した健康支援を推進するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する市民の意識の浸透に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
1	<p>ライフサイクルに応じた女性の健康支援</p> <p>女性のライフサイクルに応じた健康支援を推進します。妊産婦・乳幼児の健診体制や相談事業の充実を図るなど、妊娠・出産期に伴う女性の心身の健康上の問題をできるだけ無くすよう支援体制を整備します。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の健康教室 ●子宮がん・乳がん検診 ●妊婦健診 ●母子保健事業 	健康増進課
2	<p>乳幼児の健康支援</p> <p>乳幼児の健やかな発達を促すための教室や、保護者の子育ての不安等を解消するための各種相談事業を開催し、保護者同士の仲間づくりの支援に努めます。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診 ●赤ちゃん訪問 ●子育てひろば ●育児相談 ●親子相談 	健康増進課



◆施策の方向2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) 援助が必要な家庭等への支援

ひとり親家族や援助が必要な家族の生活の安定を図るため、経済的援助やその他の必要な支援を図ります。また、高齢者や障がいのある人とその家族については、地域において安心した社会生活が送れるよう、生活支援や自立のための支援を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
1	ひとり親家庭に対する経済的支援 経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や就学の援助等を行います。 ▼関連する主な事業 ●児童扶養手当の支給 ●母子寡婦福祉資金の貸付 ●医療福祉事業（マル福）	子ども家庭課 保険年金課
2	ひとり親家庭の自立支援 多様な形態の家族が経済的・社会的自立し、安定した生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援のほか、資格取得のための支援等を行います。 ▼関連する主な事業 ●母子寡婦福祉会への支援 ●母子自立支援員による相談支援 ●子育て短期支援事業 ●母子家庭高等技能訓練促進費交付事業	子ども家庭課
3	高齢者や障がい者の生活支援 高齢者や障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、相談対応、必要な支援やサービスの充実に努めます。 ▼関連する主な事業 ●介護保険サービス ●介護予防・日常生活支援総合事業 ●障害福祉サービス ●地域生活支援事業 ●医療福祉事業（マル福）	高齢福祉課 社会福祉課 保険年金課

(2) 多文化共生の推進

男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人が異文化の中で、安心して生活できるよう支援します。言葉や価値観の違い、地域における孤立等の困難を抱えるケースも少なくないため、行政情報の外国語による提供や相談体制の充実など、その支援に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	在住外国人に向けた情報の提供 市内に住む外国人の男女が、ともにあらゆる場へ参画できるよう、情報を提供するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。 ▼関連する主な事業 ●国際化推進事業（稲敷市姉妹都市交流協会）	市民協働課
2	国際理解と交流の推進 市民による国際交流の推進を図り、国際社会の一員として、広く市民の国際的な視野を広げるとともに、国際理解を深めます。 ▼関連する主な事業 ●稲敷市親善大使海外派遣・訪問団受入事業 ●広報紙「姉妹都市」の発行	市民協働課

◆施策の方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指し、あらゆる世代に対する啓発活動を推進することにより、男女間の暴力の根絶に向けた環境づくりを推進します。

さらに、セクシャル・ハラスメントは人権侵害であるという認識に立ち、セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	DV防止対策の推進	市民協働課 教育学務課
DV防止に向けた、広報・啓発活動を推進します。配偶者等に対する暴力は犯罪行為であるという社会認識を徹底し、暴力を根絶するための環境整備を図ります。デートDVなど、若い世代の男女間におけるDVも問題となっていることから、市民への啓発と学校教育におけるDV防止対策の推進に努めます。		
2	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	市民協働課 総務課
女性の尊厳を傷つけるセクシャル・ハラスメントを防止するため、情報の提供や意識啓発を推進します。		

(2) 被害者に対する支援

市役所は被害者に最も近い行政機関として、男女間におけるあらゆる暴力に関する被害の届出や相談に係る窓口の充実に努めるとともに、被害者の保護や自立への支援体制を整備し、迅速な対応を図ります。

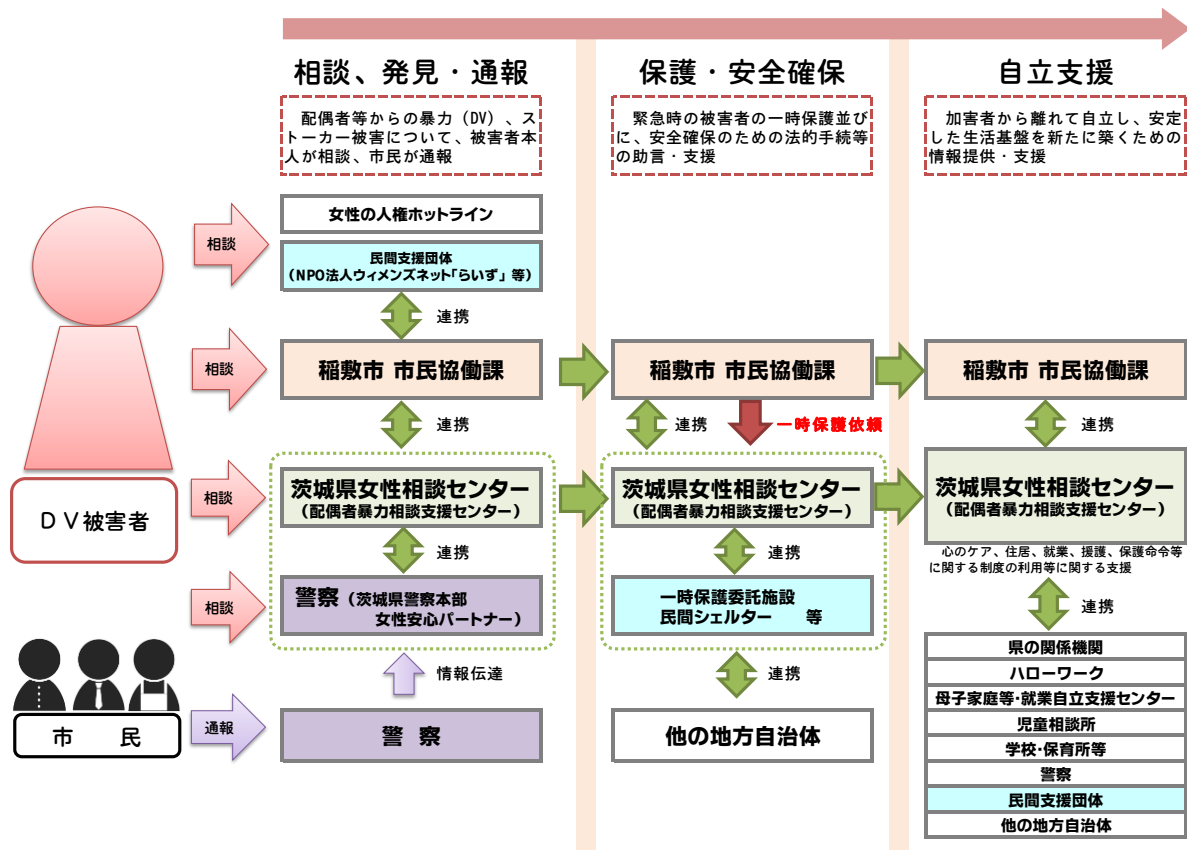
また、被害者の保護にあたっては、安全の確保を最優先に、関係各課や関係機関との連携により、切れ目のない継続的な支援に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
内 容		
1	相談支援体制の充実	市民協働課 総務課 社会福祉課 (人権推進室)
被害者が届出や相談がしやすくなるような市役所の相談支援体制の整備に努めます。また、国や県をはじめ、被害者支援のネットワーク等、DVに関する相談に対応している機関等の周知を図ります。		
▼関連する主な事業 ●法律相談 ●人権相談 ●心配ごと相談 ●行政相談		

番号	施策・事業名	市担当課 関係機関
2	住民票等の発行制限	市民窓口課
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ストーカー行為等の規制に関する法律に基づき、被害者からの申出があった場合は、加害者からの住民票等の請求を拒み被害者を保護します。	
3	DV対策ネットワークの構築（DVに係る関係機関との連携強化）	市民協働課 生活福祉課 子ども家庭課
	警察署、茨城県女性相談センター（婦人相談所・配偶者暴力相談センター）等関係機関との連絡体制を強化し、DV やストーカー行為に関する相談及び一時保護を行います。 さらに、民間施設・社会福祉施設等を含めた関係機関との連携を図り、被害者の保護や自立のための支援の充実を図ります。	
4	稲敷市要保護児童対策地域協議会の開催	子ども家庭課 指導室
	DV の問題を抱えている家庭では、児童虐待のリスクも高いことから、庁内の関係各課等とともに、保健・医療・教育など、あらゆる関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。	

【 稲敷市のDV被害者等の支援体制 】



◎ 進行管理事業一覧 ◎

1	事業名	女性の健康教室			実績値	計画値				
	【概要】	貧血・骨粗しょう症等、女性に多い疾患について健康教室を開催します。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	健康増進課	指標	開催回数	1回 (34人)	1回	1回	1回	1回	1回

2	事業名	公民館講座			実績値	計画値				
	【概要】	市民の心身の健康づくりのための、講座を開催します。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	生涯学習課	指標	開催回数	10回 (87人)	10回	10回	10回	10回	10回

3	事業名	法律相談			実績値	計画値				
	【概要】	月2日法律相談を実施し、市民からの様々な相談に応じ、適切な助言・援助を行います。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	総務課	指標	開催日数	24日	24日	24日	24日	24日	24日

4	事業名	心配ごと・人権・行政相談			実績値	計画値				
	【概要】	心配ごと（弁護士・心配ごと相談員）・人権（人権擁護委員）・行政（行政相談員）相談を月2回行います。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	社会福祉課 総務課	指標	開催日数	24日	24日	24日	24日	24日	24日

5	事業名	要保護児童対策地域協議会			実績値	計画値				
	【概要】	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連絡・協力しながら対応します。状況に応じて代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施します。			H27	H29	H30	H31	H32	H33
	所管	子ども家庭課	指標	開催回数	代表者会議 1回 実務者会議 3回	代表者会議 1回 実務者会議 3回	代表者会議 1回 実務者会議 3回	代表者会議 1回 実務者会議 3回	代表者会議 1回 実務者会議 3回	代表者会議 1回 実務者会議 3回

▼展開する施策の成果目標

項目		現状値	目標値
1	社会全体でみた場合に男女の地位は「平等」と回答する市民の割合	女性：9.4% 男性：16.9%	女性：20% 男性：25%
		【H28年】	【H33年】
2	保育所等利用待機児童数	0人	0人を維持
		【H28年4月】	【H33年4月】
3	病児・病後児保育の実施	年間延べ 305人	年間延べ 727人
		【H28年度】	【H31年度】
4	市の審議会・行政委員会等における女性の登用率	審議会等 17.8% 行政委員会等 11.0%	審議会等 30% 行政委員会等 30%
		【H27年度】	【H33年度】
5	管理的地位の女性職員の割合 (課長級以上の職員に占める女性職員の割合)	14.6%	25%
		【H27年度】	【H33年度】
6	相談できなかったと回答するDV被害者の割合	女性：28.2%	女性：15%
		【H28年】	【H33年】

第 5 章

計画の推進

1 計画の推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の構築

第3次稲敷市男女共同参画計画をより効果的に、かつ実効性のあるものとするためには、全庁的に行政課題としての認識を持って取り組むことが必要です。

そのため、庁内に「稲敷市男女共同参画庁内推進会議」や下部組織として幹事会を組織し、全庁的な連携体制を確立して、総合的、効率的な観点から計画を推進します。また、男女共同参画に関する市職員の研修を実施し、意識の啓発を図ります。

(2) 女と男いなしき蒼風の会

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、家庭、学校、地域、行政等、あらゆる分野において推進されるべきものです。

そのため、市民の参画により男女共同参画社会の実現を目指す組織として、平成19年に「女と男いなしき蒼風の会」が発足しました。

この団体は、稲敷市の男女共同参画社会形成を推進するための様々な活動の企画、実践をとおして豊かで住みよい社会の実現を目指した市民による民間の団体です。

2 関係機関との連携強化

(1) 市民・団体・事業者等との連携

男女共同参画の実現のためには、行政による各施策の計画的推進とともに、市民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が欠かせません。性別にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを図るため、その背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会形成のための広報・啓発を推進します。

市民・団体・事業所等、稲敷市を支えるすべての人と行政が連携し、相互にパートナーとして協働しながら、施策の推進を図ります。市民・団体・事業者・関係機関との連携・協働により、男女共同参画の推進を図ります。

(2) 国及び県、近隣市町村等の関係機関との連携

男女共同参画に関する施策については、就労・医療・相談事業等、稲敷市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県、近隣市町村等の関係機関と連携しながら、施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理

計画の進行管理については、施策及び実施事業について進捗状況を把握し、施策の達成度や効果等を分析するとともに、必要に応じて事業等の見直しに反映していきます。また、その結果について年次報告書を作成し、市民に公表します。



©稲敷市



©稲敷市



資料編

1 稲敷市男女共同参画推進条例

平成19年3月29日

条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第19条)

第3章 男女共同参画審議会(第20条)

第4章 補則(第21条)

附則

21世紀をむかえ、社会は少子高齢化の加速化や経済活動の国際化、高度情報社会の進展など様々な変化が急速に進んでいる状況にあります。

このような状況に的確に対応していくためには、地域に暮らす住民一人ひとりが、その能力を発揮できる社会、すなわち男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現は大変重要な課題となっています。

我が国では、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、総合的な施策の推進の重要性を示しています。

平成17年にスタートした稲敷市が将来像として掲げる「みんなが住みたい素敵なまち」を目指し新しいまちづくりを進めるためには、男女の別にかかわらず、いつでも、どこでも、だれからも大事にされていると実感でき、自分の意思で自由に生き方を選択することのできる社会の実現が必要です。

よって、ここに市、市民、事業者が一体となって男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受し、いきいきと生きていけることをいう。
- (2) 積極的改善措置 意思決定の場に参画する機会及び社会的便宜を享受する機会等において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体

をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意思に反し、性的な言動等により不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号の基本理念に基づいて、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)で推進されなければならない。

(1) 男女が、性別によって差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保され、その人権が尊重されること。

(2) 性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく社会制度又は慣行をなくし、男女が自由に自分にふさわしい生き方を選択できるよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組みが国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して、国及び県の動向のみならず、広く国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、国、県及び他の地方公共団体と情報交換しつつ、市民及び事業者と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策以外の施策においても、積極的に男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女平等及び男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において男女共同参画の実現に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等及び男女共同参画についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の実現に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市民のだれもが、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の実現に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、これを公表する。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第20条に規定する稲敷市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずる。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画に関して広く市民及び事業者の理解を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発活動を行う。

(市民及び事業者への支援)

第10条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の実現に向けた活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供及び資金的援助その他の支援を行うよう努める。

(男女共同参画の実現に関する教育)

第11条 市は、学校教育その他あらゆる教育の場において、男女共同参画の実現に配慮した教育の充実が図られるよう努める。

2 市民は、将来を担う子供たちの教育に関し、幼少期から家庭及び地域で男女共同参画の実現に配慮した教育を行うよう努める。

(家族経営的な農業及び商工業等の分野における男女共同参画の実現)

第12条 市は、家族経営的な農業及び商工業等の分野における男女共同参画を確立するため、家族全員が主体的にその能力を十分発揮し適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備に努める。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、家庭生活における男女共同参画を実現するため、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動との両立が円滑にできるよう、必要かつ十分な支援を行うよう努める。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努める。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数がほぼ同数になるよう努める。

3 市は、男女共同参画を推進するため、職員の能力開発を進めるとともに、その能力と適性に応じて、適切に人材を配置するよう努める。

(推進体制の整備等)

第15条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制の整備及び財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努める。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画を実現するために必要な情報収集及び調査研究を行う。

(苦情等の処理)

第17条 市民及び事業者は、男女共同参画の実現に関する施策若しくは男女共同参画の実現に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申し出を受けたときは、関係機関等と連携及び協力を行い、適切な措置を講ずるよう努める。

(年次報告)

第18条 市長は、男女共同参画の実現に関する施策の実施状況等について、毎年報告書を作成し、市民に公表する。

(男女共同参画推進月間)

第19条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第20条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、稲敷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 稲敷市男女共同参画審議会規則

平成19年3月29日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、稲敷市男女共同参画推進条例(平成19年稲敷市条例第20号)第20条第6項の規定に基づき、稲敷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の構成員
- (3) 市民

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、男女共同参画行政担当課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

3 男女共同参画審議会委員名簿

(任期：H28. 12. 16～H30. 12. 15)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考※
関係機関 及び団体の 構成員	さかもと しろう 坂 本 至 朗	ひとひといなしきかぜ 女と男いなしき蒼風の会会長	◎
	よしおか こ 吉 岡 かつ子	人権擁護委員	○
	おか の やす こ 岡 野 泰 子	茨城県男女共同参画推進員 ひとひといなしきかぜ 女と男いなしき蒼風の会	
	おおくぼ しん こ 大久保 真 子	ひとひといなしきかぜ 女と男いなしき蒼風の会	
	いとう みつ え 伊 藤 光 江	稲敷市商工会理事女性部長	
	いちもと ひで とし 市 本 秀 敏	ネスレ日本株式会社霞ヶ浦工場 人事総務課長	
	きよはら ひで き 清 原 秀 樹	稲敷市 PTA 連絡協議会会長	
市 民	いのうえ むつ し 井 上 睦 士	シルバー人材センター理事	
	まさの しづえ 正 野 志津江	江戸崎公民館非常勤職員	

市役所女性管理職代表

市 役 所	よこ た ふみ え 横 田 文 江	健康増進課長	
	さかもと かず こ 坂 本 和 子	東支所長	
	あきもと きよみ 秋 本 きよみ	桜川地区センター長	

※◎が会長、○が副会長

第3次稲敷市男女共同参画計画

平成 29 年 3 月

発 行 稲敷市

編 集 稲敷市 市民生活部 市民協働課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570-1

TEL : 029-892-2000 FAX : 029-893-1545
